

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 2 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和8年2月27日

開 会	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5	市長の施政方針
日程第6	議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正について
日程第8	議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11	議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第12	議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について
日程第13	議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第14	議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）
日程第15	議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算
日程第20	議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第21	議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第22	議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第24	議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算

日程第25	議案第23号	令和8年度岩出市下水道事業会計予算
日程第26	議案第24号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第27	議案第25号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第28	議案第26号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第29	議案第27号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第30	議案第28号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第31	議案第29号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第32	議案第30号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第33	議案第31号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第34	議案第32号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第35	議案第33号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第36	議案第34号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第37	議案第35号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第38	議案第36号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第39	議案第37号	岩出市農業委員会委員の任命について
日程第40	議案第38号	岩出市教育委員会委員の任命について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 8 年第 1 回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第 4 号から議案第 23 号までの議案 20 件につきましては、提案理由の説明、議案第 24 号から議案第 38 号までの議案 15 件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議席の指定

○玉田議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

なお、1 番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、14 番、市來利恵議員及び 2 番、福山晴美議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 会期の決定

○玉田議長 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 27 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの27日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案35件と報告1件であります。

次に、令和7年第4回定例会から令和8年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和7年度市議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和8年1月26日月曜日、大阪市のシティプラザ大阪にて、近畿市議会議長会第3回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶及び会場担当市議会の藤井寺市議会議長の挨拶。新任議長の紹介に引き続き、令和7年10月10日から令和8年1月25日までの会務報告、令和8年度近畿市議会議長会会計予算案の審議・協議事項として、令和8年度近畿市議会議長会及び全国市議会議長会近畿部会の役員割当て、第91回近畿市議会議長会定期総会日程（案）及び今後の本会会議等日程について協議し、次期定期総会開催市議会の丹波篠山市議会議長の挨拶の後、近畿市議会議長会第3回理事会が閉会されました。

次に、2月4日水曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで全国市議会議長会第243回理事会・第121回評議委員会合同会議が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶及び来賓挨拶に引き続き、総務事務次官、原邦彰氏による「持続可能な地方行財政のあり方」と題する講演、令和7年11月5日から令和8年2月4日までの一般事務報告、協議事項として、令和8年度本会各会計予算（案）、令和8年度「上下水道の老朽化・防災対策に関する特別委員会」設置要綱（案）、第102回定時総会までの役員の補欠選任等の取扱い（案）及び全国市議会議長会給与規程の一部改正（案）について協議、その他として、地方制度調査会の件、厚生年金への地方議会議員の加入の件及び今後の会議予定等の連絡の後、合同会議が閉会されました。

次に、2月10日火曜日、海南市の海南n o b i n o sで、令和7年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、新任正副議長紹介、会長挨拶、開催地の海南市議会議長及び海南市長の挨拶の後、海南市議会議長の進行で議事が進められました。令和7年5月16日から令和8年2月9日までの会務報告、第91回近畿市議会議長会定期総会の支部提出議案の審議、協議事項として、令和8年度議長会関係役員市の内定について協議、続いて、令和8年度和歌山県市議会議長会総会の開催市と日程について協議を行い、第1回を本市で令和8年5月25日に、第2回を新宮市で令和9年2月に開催することを決定しました。最後に、次期総会開催市の本市議会玉田議長が挨拶し、令和7年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 市長の施政方針

○玉田議長 日程第5 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。また、本日は皆様にご出席をいただき、令和8年第1回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会に上程しております令和8年度一般会計当初予算案をはじめとする議案のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

最初に、令和8年度当初予算編成についてであります。健全財政の堅持を財政運営の基盤として取り組んでまいります。歳入においては、公平・公正な課税と徴収率の向上による市税の確保をはじめ、国県補助金、交付金の活用など、また、歳出においては、これまで取り組んできた国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、人口問題の解決、学力向上、福祉の充実に引き続き重点を置いた予算を計上しております。

令和8年度の一般会計当初予算案は、対前年度比4.8%増の220億円で、国土強靱化対策や環境対策などの重点事業の推進のため、過去最高額を更新する予算といたしました。また、特別会計などを含めた当初総予算額は393億8,992万7,000円で、

対前年度比で2.6%の増であり、市全体としても過去最高額となる予算であります。

なお、市の予算編成時において、国、県の動向が不透明な部分もあったことから、必要に応じて補正予算での対応も必要となると考えております。

それでは、続いて主な施策の概要について申し上げます。

まず、本年4月1日、市制施行20周年の記念すべき年を迎えます。これまでの市の発展を支えていただきました多くの方々に感謝申し上げますとともに、これからの本市の発展を市民の方々とお祝いするため、4月19日（日曜）日に市制施行20周年記念式典を挙げる予定としています。

また、1年を通じ、特別記念事業など、様々なイベントを開催いたしますので、議員の皆様方には、ご理解、ご協力のほどお願いをいたします。なお、記念式典の開催に当たりましては、岩出市議会との合同開催といたしたいと思っておりますので、どうかよろしくご依頼をいたします。

次に、本市の最上位計画である第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）についてであります。本年1月29日、岩出市長期総合計画審議会から「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けての附帯意見を付した答申をいただきました。今後この答申を踏まえ、後期基本計画を策定し、社会経済状況に対応した行政運営と将来を見据えたまちづくりを推進してまいります。

続いて、防災対策についてであります。令和8年1月に岩出市防災マニュアルの改訂を行い、和歌山県管理河川の浸水想定区域を新たに掲載しています。広報2月号と同時に全戸配布し、自主避難につながる防災知識及び防災意識の向上に取り組んでいます。

次に、人権施策についてであります。全ての人の人権が尊重されるまちづくりを一層推進するため、人権全般を総合的に定めた条例の制定議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、国民健康保険についてであります。国民健康保険事業費納付金について、子ども・子育て支援納付金分が新設されることに伴い、保険税率の設定など、必要な改正を行うため、関係議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、高齢者福祉、介護保険についてであります。令和8年度は、現在、策定中の第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に包含した形で認知症施策推進計画を策定します。市民一人一人が認知症を自分のこととして理解し、安心して暮らせる共生社会を目指します。

次に、子育て支援についてであります。安心して産み育てることのできるまちの実現を目指し、新たに5歳児健診を実施し、引き続き切れ目のない支援に取り組みます。また、令和8年4月から保育所等を利用していない3歳未満の子供を対象に、こども誰でも通園制度が開始されることに伴い、関係条例の制定議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、クリーンセンターについてであります。クリーンセンター基幹的改良事業は、この3月から溶融炉の解体工事が本格的に始まり、9月までの7か月間は1炉運転となります。令和9年度完成に向け事業を進めるとともに、さらにごみの減量化、再資源化を推進してまいります。

次に、道路整備についてであります。生活道路の環状化事業として、災害時の安全・安心と緊急時の緊急車両通行の確保、また沿線地域の活性化や日常生活における利便性向上を図るため、市道金屋荊本線の整備事業を進めています。令和8年度は、一部供用区間に引き続き、県道泉佐野岩出線までの用地取得を進めるとともに、改良工事を行ってまいります。

次に、浸水対策についてであります。今後も農林水産省の国営総合農地防災事業や県河川の住吉川、根来川のしゅんせつ改修など、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効果的、効率的に実施してまいります。

次に、空き家対策事業についてであります。空き家等の利活用や除去を推進し、管理不全となる空き家などの抑止を図るため、空き家バンク事業及び地域土地再生事業を実施し、周辺生活環境のさらなる保全に努めてまいります。

次に、住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き耐震診断や耐震改修などに対する補助を実施し、住宅耐震化の促進に取り組んでまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。道の駅ねごろ歴史の丘や重要文化財旧和歌山県議会議事堂をはじめとする地域資源を生かしながら、観光地根来の魅力を伝え、交流人口の増加を図ってまいります。

次に、岩出駅前活性化事業についてであります。人が集う魅力あるまちづくりには、人が集う場所の活性化が必要であることから、岩出地区公民館の隣接地に、令和8年5月に観光案内所をオープンする予定であります。観光施設が集約する根来地域と岩出駅前を結ぶ出発地点として、観光案内所を活用し、観光周遊を促進してまいります。

次に、水道事業についてであります。災害に強い安全・安心な上水道施設の構築に向け、令和4年度から送水管整備事業に着手し、耐震化を含む老朽改善に併せ、供給地域ごとの需給バランスの適正化を図っています。国県交付金を活用し、令和9年度の第1期事業完成に向け事業を進めており、令和8年度は布設工事を引き続き実施してまいります。また、基幹管路の安全対策及び有収率の向上への取組として、漏水センサーによる常時監視を引き続き実施いたします。水道事業においては、昨今の節水意識の浸透や節水機器の普及などによる給水収益の減少や、老朽施設の更新に多額の投資が必要となり経営状況の見通しが不透明になる中、持続可能な上水道を目指し、水道ビジョンを改訂し、アセットマネジメントの策定を行い、中長期的な視点から更新計画を示し、今後の健全経営に努めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、令和7年度末の下水道整備率は73.5%となる見込みであります。令和8年度は148ヘクタールの整備を進めると同時に、第7期計画区域184ヘクタールのうち、74ヘクタールの設計業務を実施いたします。また、下水道整備の完成を見据えて、全体計画の見直しを行い、下水道整備を計画的に取り組むとともに、下水道事業の安定的な運営のための供用開始区域内の皆様にも早期に接続していただくよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、学校教育分野についてであります。令和8年度も引き続き国や県の動向を注視しながら、保護者負担の軽減になるよう、学校給食費無償化事業を実施してまいります。また、全中学校の照明器具のLED化を行い、小学校においても、年次計画的に実施してまいります。

次に、生涯学習分野についてであります。こちらの分野においても、岩出地区公民館と総合体育館、岩出図書館の照明器具のLED化を行うとともに、社会教育施設においても、年次計画的に実施をしてまいります。また、岩出図書館や、ねごろ歴史の丘周辺施設のさらなる利用促進を図るため、独自のイベントを実施するなど、交流人口の増加と市民のふるさと意識の醸成に努力をしてまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させてい

たきます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について～

日程第25 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第6 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件から日程第25 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が8件、令和7年度の補正予算案件が5件、令和8年度当初予算案件が7件、計20件であります。

初めに、条例案件についてご説明いたします。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。予防疫種事務のデジタル化の措置として、オンライン対象者の確認の導入や、予防疫種データベースの整備が行われることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正についてであります。行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知等の方法について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。職員の給料を決定するに当たって、基準となるべき職務の内容に主査の職務を加えて整理し、職責に応じた対応をするため、また人事院勧告を踏まえて、通勤手当の条件を見直すために所要の改正をするものであります。

次に、議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の算定について、本市が和歌山県に新制度の子ども・子育て支援納付金分を含めた国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な国民健康保険税の税率等の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえ、本条例を制定するものであります。

次に、議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえ、本条例を制定するものであります。

次に、議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定についてであります。様々な人権課題に取り組み、差別を解消するための指針となるよう、市や市民、事業者の責務、人権施策の推進について必要な事項を定め、人権尊重のまちづくりを一層推進していくことを目的に制定するものであります。

次に、議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和7年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）についてであります。既決の予算の総額に9億3,129万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、諸収入、市債などについて、歳出では、退職手当特別負担金のほか、保健福祉センター費における工事請負費、障害者総合支援給付費、農地等防災事業費における工事請負費等、道路新設改良事業費における工事請負費等、小学校管理費及び中学校管理費における工事請負費等、体育施設費における備品購入費などについて補正をするものであります。

次に、議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に2,010万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、保険者機能強化推進交付金のほか、介護保険者努力支援交付金、介護保険事業費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、一般会計繰入金について、歳出では、一般管理費に係るシステム改修委託料及び地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金のほか、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4

号) についてであります。既決の予算の総額に3,408万4,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、後期高齢者保険料について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について補正するものであります。

次に、議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。既決の収益的収入の予定額に338万1,000円を追加し、既決の資本的収入の予定額に1,771万7,000円を追加し、既決の資本的支出の予定額に1億円を追加するものであります。

主な内容は、収益的収入及び資本的収入において、一般会計負担金等について、資本的支出において、工事請負費について補正するものであります。

次に、議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。既決の収益的収入の予定額に428万4,000円を追加し、既決の収益的支出の予定額から1,505万8,000円を減額し、既決の資本的収入の予定額から1億401万4,000円を減額し、既決の資本的支出の予定額から9,700万7,000円を減額するものであります。

主な内容は、収益的収入において、一般会計繰入金及び長期前受金戻入について、収益的支出において、減価償却費及び企業債利息について、資本的収入において、下水道事業債及び一般会計出資金について、資本的支出において、委託料のほか、補償費、工事請負費、流域下水道建設負担金及び元金償還金について補正するものであります。

続いて、令和8年度当初予算案件についてご説明いたします。

議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を前年度比4.8%増の220億円とするものであります。

次に、議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を前年度比1.9%減の55億8,303万円とするものであります。

次に、議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を前年度比3.4%増の40億3,412万円とするものであります。

次に、議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初予算額を前年度比10.0%増の14億374万4,000円とするものであります。

次に、議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を前年度比0.8%増の4,169万2,000円とするものであります。

次に、議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を前年度比1.3%減の12億2,483万円、収益的支出額を1.0%減の11億3,271万2,000円、資本的収入額を44.4%増の5億8,429万3,000円、資本的支出額を25.7%減の9億5,713万1,000円とするものであります。

次に、議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を前年度比6.0%増の13億3,647万9,000円、収益的支出額を5.6%増の12億2,676万2,000円、資本的収入額を3.3%増の24億9,906万5,000円、資本的支出額を3.8%増の30億1,073万6,000円とするものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第24号 岩出市農業委員会委員の任命について～

日程第40 議案第38号 岩出市教育委員会委員の任命について

○玉田議長 日程第26 議案第24号 岩出市農業委員会委員の任命の件から日程第40 議案第38号 岩出市教育委員会委員の任命の件までの議案15件一括を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました議案についてご説明申し上げます。

議案第24号から第37号まで、岩出市農業委員会委員の任命についてであります。現岩出市農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。主な経歴につきましては別紙のとおりであります。

次に、議案第38号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の任期満了に伴い、同委員を引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。主な経歴につきましては別紙のとおりであります。

以上をもちまして、議題となりました議案の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 これより質疑に入ります。

議案第24号から議案第38号までの議案15件に対する質疑の通告はありません。

以上で、議案第24号から議案第38号までの議案15件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第38号までの議案15件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第38号までの議案15件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第24号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり同意されました。

議案第25号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第25号に対する討論を終結いたします。

議案第25号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり同意されました。

議案第26号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり同意されました。

議案第27号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり同意されました。

議案第28号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり同意されました。

議案第29号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり同意されました。

議案第30号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第30号に対する討論を終結いたします。

議案第30号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり同意されました。

議案第31号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第31号に対する討論を終結いたします。

議案第31号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり同意されました。

議案第32号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第32号に対する討論を終結いたします。

議案第32号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり同意されました。

議案第33号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第33号に対する討論を終結いたします。

議案第33号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり同意されました。

議案第34号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第34号に対する討論を終結いたします。

議案第34号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり同意されました。

議案第35号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第35号に対する討論を終結いたします。

議案第35号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり同意されました。

議案第36号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第36号に対する討論を終結いたします。

議案第36号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり同意されました。

議案第37号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第37号に対する討論を終結いたします。

議案第37号 岩出市農業委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり同意されました。

議案第38号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第38号に対する討論を終結いたします。

議案第38号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月5日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月5日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

なお、3月5日木曜日以降の会議は、岩出市役所の市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和8年3月5日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 議案第4号 | 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 岩出市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和8年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和8年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和8年度岩出市下水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 発議第1号 | 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第 4 号から議案第 16 号まで、及び議案第 18 号から議案第 23 号までの議案 19 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 17 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議席の指定

○玉田議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席はただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1 番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 諸般の報告

○玉田議長 日程第 2 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 議案第 4 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について～

日程第 15 議案第 16 号 令和 7 年度岩出市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○玉田議長 日程第 3 議案第 4 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件から日程第 15 議案第 16 号 令和 7 年度岩出市下水道

事業会計補正予算（第3号）までの議案13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第4号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 おはようございます。通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について質疑を行います。

まず、改正が必要な理由についてお答えください。また、デジタル化のメリット、またデメリットは、そして予防接種事務のデジタル化のスケジュールについて、お答えをお願いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 おはようございます。市来議員のご質疑についてお答えします。

改正が必要な理由は、についてですが、予防接種法に基づかない任意接種を実施し、その助成を取り扱う自治体で、現行の個人番号の利用条例に独自利用事務としての規定がされていないため、対象者情報の登録開始前に改正が必要となったためです。

次に、デジタル化のメリット・デメリットは、についてですが、まず、接種対象者としてのメリットは、予診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなり、過去に接種した接種記録を確認できることなどが挙げられます。

次に、医療機関側のメリットとしては、過去の接種記録や接種間隔等をシステムで確認でき、接種記録を電子的に登録することができるため、市町村に紙の予診票や請求書の送付が不要となります。市町村側としては、転出入があっても、市町村間で連携して過去の接種記録を閲覧できる等が挙げられます。

デメリットとしては、医療機関側において、紙の予診票に慣れているため、使いこなすまでに少し時間がかかることが考えられます。

次に、予防接種事務のデジタル化のスケジュールは、についてですが、子供の予防接種については、既にデジタル予診票を導入していますが、残りのデジタル化については、国の期限である令和10年4月を目標として導入していきます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 令和10年に向かって目指してやっていくということなんですが、デジタル後も紙の予診票の対応というのは可能になるのかどうかということです。全てにおいて、もちろん全部携帯とかでできればいいんですけども、なかなかそれにやっぱりできないという方々もいらっしゃると思います。そうした場合のデジタル後の紙の予診票での対応も可能となるのかという点だけお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 再質疑についてお答えします。

紙の予診票においても、デジタル化後も利用できるようにしていきます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

まず、子ども・子育て支援納付金が新たに加わりますが、保険税の増減はどうなるのかという点をお聞きします。

次に、政府はこの制度を設計するに当たり、実質負担ゼロとの説明を繰り返し行ってきました。実際にはどうなのかという点をお聞きします。また、1世帯当たりの負担額について状況はどうなるのか、についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 市來議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、子ども・子育て支援納付金が新たに加わるが、保険税の増減はどうなるのかについては、令和7年12月17日時点の試算では、1人当たり平均で年

3,017円の増、1か月当たり251円の増となります。

続いて2点目、政府はこの制度を設計するに当たり、実質負担ゼロとの説明を繰り返し行ってきたが実際はどうかについては、国は従来から支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっており、そのことを実質的な負担は生じないと説明しています。今回、令和8年度の国の予算編成においては、支援金導入による保険料の増分が0.6兆円である一方、歳出改革により、令和5年度から8年度までに積み上げられた社会保険料負担軽減効果は計0.6兆円程度であり、保険料の増分がその範囲内に収まっていると厚生労働省から説明されています。

続いて3点目、1世帯当たりの負担額は、についてですが、子ども・子育て支援納付金分の負担額について、具体的に幾つかのケースを年額でご説明しますと、所得が43万円以下の世帯は、単身世帯では年600円、夫婦2人世帯では年1,000円、夫婦と子供1人の3人世帯も年1,000円となります。

次に、所得100万円の世帯は、単身世帯で年3,600円、夫婦2人世帯では年3,300円、夫婦と子供1人の3人世帯も年3,300円となります。

次に、所得300万円の世帯は、単身世帯で年9,600円、夫婦2人世帯では年1万800円、夫婦と子供1人の3人世帯も年1万800円となります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

次、本事業を行う施設とは何か、また受入人数は、についてお答えください。乳児等通園支援事業の利用者負担についてお聞きをいたします。また、安全な環境が守られるのか。また、設備の基準について低下は起きないのか。次に、職員の配置について、配置基準は整うのかという点。また、利用は保育の実施主体の市区町村への申込みとなるが、制度設計についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 市來議員のご質疑についてお答えします。

本事業を行う施設とは何か、また受入人数は、についてですが、実施できる施設としては、公立保育所、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等の市の条例で定める基準を満たし、市の認可を受けた施設となります。受入人数は、月延べ28人を見込んでいます。

次に、乳児等通園支援事業の利用者負担は、についてですが、国で1時間当たり300円程度を標準に徴収することができるように示されていますので、300円で考えています。

次に、安全な環境が守られるのか、また設備の基準について低下は起きないのか、についてですが、安全な環境が守られるのか、については、今回実施する公立保育所では、安全計画の策定や事故防止マニュアル等を作成し、職員研修も定期的に実施していますので、安全な環境は守られると考えます。また、利用する際は、事前面談を行う必要がありますので、子供さんの特性等の聞き取りも十分行い、的確に把握することで、事故等の防止に努めたいと考えています。また、設備の基準について低下は起きないのか、についてですが、公立保育所の空き部屋を利用するため、低下は起きません。

次に、職員の配置について配置基準は整うのかについてですが、配置基準は、保育所と同じ基準で考えており、保育士2名を配置する予定でありますので、月延べ28人であれば基準を満たすと考えております。

次に、利用は保育の実施主体の市町村への申込みとなるが制度設計はどうか、についてですが、利用者から申込みがあれば、こども家庭庁が運用することも誰でも通園制度総合支援システムを利用し、市で認定とIDを発行します。その後、利用者がIDを基にシステムにログインし、子供の情報を入力し、事前面談の予約をしていただき、面談実施後に施設の利用となります。

市では初めて実施する事業となりますので、利用規模がどれだけあるか分からない状況でありますので、まずは公立保育所1か所で始め、利用希望者が多い場合は他の保育園等に実施希望を確認しながら検討してまいります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 実際には本事業を行う施設というのは、全体の今ある民間保育園という形と、幼稚園等々だったりという形になると思うんですけど、これに当たっては、まずは公立の保育所1か所から行うということになります。

空き教室を使うということなんで、今通っている子供さんとは別に施設を利用し

ながら、部屋ですね、をやるという形の認識でいいのかどうか。というのは、もともこの事業、実際に先行でやっているところがある中で、やはりこの制度の業務負担というのが、現場の形で指摘を多くされています。また、不特定多数の子供を受け入れることで、今まで通っている子供たちにもすごく影響があると。事故のリスクも必ず上昇するというのも、実際には上がっている現場の声として、今取り組んでいるところではあるんですが、そうならないためにも、別の教室で行うという認識でいいのかという点をまず聞かせていただきたいと思います。

今、いろんな研修を行うということなんですが、やはり一番子供に関わる大事なところであります。なかなか市の行政がしっかりと関わっていただかないと、例えば家庭の状況、子供の状況というのがすごく見えにくくなるという部分であることが懸念されるんですが、その点について、この制度をつくるに当たり、どのように保護者さんと、また子供たちと接していくのかという、最後にそれをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 再質疑の1点目、利用する施設について、空き教室という点ですけれども、このこども誰でも通園制度につきましては、それ専用の空き教室で利用するというところで考えております。

もう1点ですけれども、事業に関して研修等について、何か取り組んでいるのかというような点ですけれども、公立保育所につきましては、1歳児から保育所のほうは、通常は見ているんですけれども、ゼロ歳、6か月の申込みの人とかといった場合とかということも考えられますので、民間の保育園等ともいろいろ研修でお話を聞かせてもらったりとか、その辺は十分取り組んでいっております。

すみません。研修を行い、保護者とどのように接していくか、についてですけれども、今回の子ども・子育て支援制度の職員につきましては、子育て支援センターの保育士2名の配置を予定しており、そちらの職員のほうに取り組むこととなりますので、保育士ということで、十分保護者の方と対応はできると考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 専門でその部屋を用意して、そこで受け入れるという形になると思うんですけれど、幅広い異年齢の子供たちが、もしかしたら来るかもしれないと。一応2名の職員を配置するという形になっているんですけれど、例えば、いわゆる6か月以

上という形になれば、まず物すごく手をかけないといけないという部分になってくると思うんです。そういうことを考えて、一応支援センターから今来ていただいてやるという話なんです。例えば、状況によってこれ変わってくる場合だってありますよね。人数の問題、低年齢の問題という方法が、例えば、その方たちを受け入れなければならなかった場合、保育士増やさないとけないというところが出てくると思うんですよ。そうしたときにすぐに対応できるのかという点は、どういうふうになるのでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 また、状況によって人数が増えてきたりとかということでのご質問だったと思いますが、地域子育て支援センターで保育士2名の配置を予定しておりますが、状況によっては、また増やすということも考えております。予約のほう、保護者さんはやっていた形になるので、前もって利用日は何人申込みがあるというのが分かりますので、その辺りは十分対応できるように考えてまいります。

○玉田議長 以上で、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について質疑を行います。

まず、条例制定するに至った理由についてお聞かせください。

次は、岩出市人権尊重のまちづくり条例（案）に対するパブリックコメントを実施していると思います。件数とその内容、また条例への反映はどうか、についてお聞かせください。

最後に、近年の差別行為として、ヘイトスピーチが大きな問題となっています。公共の場でのヘイトスピーチ等への対策は、この条例のどこに当てはまるのかをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

社会福祉課長。

○福田社会福祉課長 市來議員ご質疑の岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定についてお答えいたします。

まず1点目、条例制定に至った理由についてですが、市ではこれまで様々な機会

を通じて人権啓発や人権教育に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として人権侵害や差別が存在しており、昨年度実施いたしました岩出市人権に関する市民意識調査では、64.6%の市民の方が過去に人権侵害を受けた経験があると回答しています。特に社会情勢や時代の変化に伴い、新たな人権課題が浮かび上がってきており、これらの課題に取り組み、市民、事業者、市の責務や人権施策の推進について明確にし、人権尊重のまちづくりを一層進めていくことを目的に、人権全般を総合的に定めた条例を制定することといたしました。

次に2点目、パブリックコメントの件数と内容、条例への反映は、についてですが、パブリックコメントは計8件いただき、主な内容といたしましては、条例の前文に、疾病、マイノリティー、障害についての記載を追加すべきではないか。第3条、第4条における市民、事業者の役割を市と同様に、責務に変更すべきではないか。第5条に、いじめ、虐待、体罰、ハラスメント等を盛り込むべきではないかといったご意見をいただきました。これらの意見については、いずれも岩出市人権推進懇話会で議論した上で、条例案を修正いたしました。

次に3点目、ヘイトスピーチ等への対策は条例のどの部分に当てはまるのか、についてですが、本条例案ではヘイトスピーチという言葉は明記していませんが、前文において、人権侵害が発生する理由を説明しており、その中で、人種、民族、国籍を理由とした差別や偏見も上げております。さらに、第5条において、あらゆる差別及び人権を侵害する行為の禁止について規定しており、ヘイトスピーチ等への対策を含む基本的な考え方を示しております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 人権に関する市民の意識調査ですね、私も見させていただきました。回答がちょっと少ないなと思いつつながら見させていただいたんですが、実際に、この条例が制定された後、市民や事業所、また、そういったところに周知等々も含めて、どのような形で市民にお知らせするのかという点も大変重要になってくると思うんですが、その辺についてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

社会福祉課長。

○福田社会福祉課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

市民、住民等への条例の周知ということでございましたが、本条例、現在上程して承認いただければ、来年度早々に市の広報で特集記事のほうを設けまして、周知

を図ってまいりたいと思います。年間通じて行っております各種人権啓発運動、例えば人権のつどい、人権学習会等々でも周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、すみません、事業所等への周知ということでございましたが、同じように事業所等につきましても、条例制定になった場合は、周知啓発のほう、個別に行いたいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第10号の質疑を終わります。

これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第4号から議案第16号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第16号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時15分から再開いたします。

休憩 (9時58分)

再開 (10時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算～

日程第22 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第16 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算から日程第22 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算までの議案7件を一括議題いたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 通告に従い、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について、9点質問させていただきます。

まず1点目に、予算説明書4ページの固定資産税、家屋について、令和7年中の新築件数は何件あったのか。

2点目に、予算概要、7ページの防犯カメラ設置補助金について、設置基準について教えてください。

3点目に、予算概要8ページの学校給食運営事業、この財源の内訳についてお聞かせください。

4点目に、予算概要9ページの敬老会事業について、令和7年度の当初予算の対象人数と令和8年度の対象の見込人数についてと、この中の説明書62ページの演芸委託料が60万円ほど増となっている理由についてお聞かせください。

5点目として、予算概要10ページの子供の居場所づくり事業についてですが、利用する子供の年齢と、1日の利用時間について。

6点目として、予算概要11ページのいわで夏まつり補助金についてですが、例年より400万円増となっている理由についてお聞かせください。

7点目として、予算概要12ページの災害対策活動拠点（仮称）整備事業ですが、この整備のスケジュールについてと、平常時の具体的な活用方法についてお聞かせをいただきたいと思えます。

8点目として、予算概要17ページの雑草等除去委託事業についてですが、令和7年度に実施した土地の地目についてどんなものがあったのかということをお聞かせください。

9点目として、予算概要の17ページの太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業についてですが、県事業から市事業となった経緯についてと、予算編成に当たって県からの情報提供はあったのか、またどのようなものがあったのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 大上議員のご質疑1点目についてお答えします。

まず、令和7年中に申請された建築確認申請数は244件、令和6年及び7年で申

請がなされ、令和7年中において税務課で現地完成確認を行ったものが287件となっており、令和8年度課税対象となる令和7年中の新築件数につきましては266棟を見込んでおります。

内訳といたしまして、専用住宅が199棟、共同住宅が23棟、事務所、店舗が18棟、病院が1棟、工場、倉庫が25棟となっております。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 議員ご質疑の2点目、防犯カメラ設置補助金の設置基準は、にお答えいたします。

この事業は、安心・安全なまちづくりを推進し、犯罪が起きない生活環境づくりのため、必要な箇所に防犯カメラを設置しようとする区自治会に対し補助金を交付するものです。補助金の交付要綱といたしましては、以下9項目を満たすものとしております。まず、1、防犯カメラの設置が犯罪を防止し、安心・安全な地域生活を確保することを目的としていること、2、防犯カメラの撮影区域が当該区自治会の区域内であり、かつ公道、公園等の不特定多数の者が利用する場所を対象とし、プライバシーの保護に十分配慮されたものであること、3、防犯カメラの設置がごみ収集場所、アパート等の敷地内等における人の監視、特定の私有財産、または公有財産の保護や管理等を目的としたものでないこと、4、防犯カメラの設置について当該区自治会において合意があること、5、防犯カメラの管理責任者等を選任し、管理運用規程等を定めていること、6、防犯カメラの設置場所の所有者等の同意または許可を得られていること、7、撮影範囲となる撮影対象区域の住民等に十分に周知され納得が得られていること、8、防犯カメラの設置場所及び設置者の名称を記載した表示板等を設置すること、9、防犯カメラの設置完了の日から起算して5年以上維持管理することとなっております。

○玉田議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ご質疑の3点目、予算概要8ページの学校給食運営事業における財源の内訳についてお答えします。

学校給食運営事業3億7,516万1,000円の財源内訳については、小学校分は1億7,625万2,000円、中学校分が7,694万1,000円です。

内容は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、諸収入、一般財源となっております。

○玉田議長 保険介護課長。

○中井保険介護課長 大上議員のご質疑4点目、敬老会事業についてお答えいたしま

す。

まず1点目、令和7年度の当初予算の対象人数と令和8年度の対象見込人数につきましては、対象者は数え年75歳以上の方となり、令和7年度の対象見込人数は8,641人、令和8年度は8,908人となります。

続いて2点目、演芸委託料が60万円増となっている理由につきましては、令和8年度は市制施行20周年記念事業として実施することから、それにふさわしい内容とするため増額するものです。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員ご質疑の5点目、子供の居場所づくり事業についてお答えします。

利用する子供の年齢と1日の利用時間は、についてですが、本事業の対象者は、今年度と同様、就学後の小学1年生程度から高校3年生で、利用時間は通常午後3時30分から午後7時30分の4時間程度です。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 ご質疑の6点目、いわで夏まつり補助金についてお答えいたします。

増額の理由ですが、令和8年度は、繰越金の減少により、祭りの収入が185万円減少したこと、また、物価高騰、人件費高騰により、警備費用やバス運行費、リース代、工事費用など、歳出が215万円増額したことによるものです。

○玉田議長 財務課長。

○広岡財務課長 大上議員ご質疑の7番目、災害対策活動拠点（仮称）整備事業についてお答えします。

1点目の整備スケジュールにつきましては、令和8年4月の入札執行により設計監理業務の委託業者を決定し、その後、本設計を行い、同年8月、入札執行により建築工事施工業者を決定し、令和9年3月末までに完成予定の計画としております。

2点目の平常時の具体的な活用方法につきましては、備蓄物資倉庫、会議室等として利活用する予定としております。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員ご質疑の8点目、雑草等除去委託事業における令和7年度に実施した土地の地目につきましては、雑種地及び宅地などの田以外の地目となってございます。

続きまして9点目、太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業が県から市事業とな

る経緯につきましては、国から二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、地域脱炭素移行再エネ推進交付金を5年間交付する条件の中に、県とともに市町村も事業を実施することが盛り込まれていたことによるものとなってございます。また、県内全ての市町村でこの事業を実施する予定となっております。

続いて、予算編成に当たり、県から情報提供あったのか、につきましては、令和6年度及び令和7年度の実績を提供していただいております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 何点か再質疑させていただきます。

まず、防犯カメラの設置の内容詳しくいただいたんですが、この防犯カメラの設置について、設置業者とかというのが決められているのかというのと、設置場所についてはお聞かせいただいたんですが、様々今の中で9点ほど決まりがあるというところなんですけど、設置するに当たっては、自治会の方、責任者の方が、総務課のほうに窓口を置いていただけるのか、どこに相談したらいいのかという点と、また防犯灯なんかであれば、自治会がない地域でも、グループの代表等が登録することで設置可能となっているんですけど、今回のこの補助金については、そちら辺の対応というのはどのようなになっているのかというのをお聞かせください。

それと、学校給食運営事業についてですが、この学校給食の無償化、今、国のほうが国会のほうで今予算組んでいる状況で、なかなか先行きが見えてこないんですけども、現状、国の予算が成立していないんですけども、国の無償化に向けた状況、また、その内容についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、子供の居場所づくり事業、これ2年目の事業で、今回、月4回というところになっているというところなんですけど、小学校1年生から高校3年生まで、親御さんも一緒にというところの部分で、前回、去年もお聞かせいただいたんですけども、親御さんが連れてこれない方という、そういうふうな子供の居場所づくりというところも、これから先も必要になってくるのかなと思うんですけども、今後の展望について、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、いわで夏まつり補助金ですけども、400万増となっているんで、20周年の記念の何かというふうに思ったんですけども、そこら辺が含まれていないというところなんですけども、20周年に向けた1つのイベント、大きなイベントになるんで、何かプラスアルファになるようなものを考えられないのかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、災害対策活動拠点の整備事業ですけれども、まだ設計等がなされていないところでお聞かせいただいたんですけれども、独立の、このまた庁舎というんじゃないなくて、本庁、また南庁舎からの動線もしっかり確保していただけるような、そういうところが必要なのかなというふうに思いますし、また災害の活動拠点ということですので、W i - F i のしっかり、このような整備も災害時に必要になるのかなというふうに思いますので、そこら辺の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして最後に、太陽光発電設備の支援事業についてですが、県の事業のときに既に補助を受けられている岩出市の件数というのを把握できているのか。把握できているのであれば、何件ぐらいあるのかというのをお聞かせ願いたいというふうに思います。また、和歌山市では蓄電池の補助が50万円となっているんですけど、これ県とまた違うのか、ちょっとそこら辺が分からない部分あるんで、そこら辺についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

まず、設置業者は決定しているのかですけれども、こちらは申請いただく区自治会等で選定していただくことになっております。それから、申請所管課ですね、総務課のほうで申請のほう受付させていただいて、交付まで行います。

それから、区自治会以外でも可能かということですが、あくまでも区自治会等を対象とした補助金としております。総会等で事業の合意等必要となってくるかとは思いますが。というのが100%補助ではございませんので、そういった予算の実行に関しての合意が必要となってきます。その他もろもろですね、住民の同意であるとかというものが必要となってきますので、あくまでも区自治会を対象とした補助金としております。

○玉田議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 再質疑にお答えいたします。

国の無償化事業の状況、内容は、についてお答えします。現在のところ、国及び県から学校給食費無償化事業に関する要綱など、具体的な内容は示されておりません。そのような状況でありますので、市としましても情報収集に努めているところです。現在把握している国の無償化事業の内容をお伝えいたします。

1点目は、市町村への支援は全て都道府県から支援、2点目、公立小学校において学校給食実施に要した食材費を国が定める基準額まで支援、3点目、中学校は対象外、4点目、5月1日時点の公立の給食実施校の在籍児童数で算定ということが判明しております。今後、国及び県の要綱が明らかになった後は、速やかに歳入予算の補正対応など、適切に事業を進めてまいります。

○玉田議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　大上議員の再質疑についてお答えします。

現在も保護者の方が送ってこれない場合は、現在も送迎を実施しております。基本、保護者の方に送っていただきたいとは考えてはいますが、子供たちにとって最善の方法を考えると、送迎は必要であると考えています。

○玉田議長　産業振興課長。

○中下産業振興課長　大上議員の再質疑についてお答えします。

夏まつりについて、20周年記念のプラスアルファになるものということですが、例年1,500発の花火をしておりますが、令和7年に引き続き20周年を記念して3,000発分を予算化しております。

また、20周年にふさわしいイベント内容については、これからいわで夏まつりの実行委員会のほうで詰めていきます。安全で楽しめる夏まつりの準備のほうをしてまいります。

○玉田議長　財務課長。

○広岡財務課長　大上議員の再質疑にお答えいたします。

まず、災害対応拠点については、独立した建物とはなるんですけども、本庁舎との行き来ができるように動線は確保させていただきたいと考えております。

それから、災害のための施設ということで、W i - F i はというご質疑だったと思います。現在のところ、本庁とのやり取りをするために、L A N等の配線をするふうには考えております。ただ、今、各避難所においてもW i - F iのほう、これからどうしていくかというところも検討に入っておりますので、それらも含めて検討させていただきたいと思います。

○玉田議長　生活環境課長。

○伊野部生活環境課長　大上議員の再質疑にお答えいたします。

太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業の過去の実績ということですがけれども、令和6年度は、太陽光・蓄電池で8件、交付金額が793万円となっております。令和7年度の実績は、太陽光・蓄電池で12件、交付金額が986万円となっております。

あと、和歌山市との蓄電池との条件づけなんですけれども、県のほうは蓄電池の価格の3分の1、上限47万円となっております。和歌山市のほうは、県通じず、単独で事業をやられていると聞いておりますので、そういった違いがあると認識してございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 通告に従いまして、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について質疑を行いたいと思います。

まず1つ目、概要の2ページの市税について。物価上昇などが景気に与える影響や人口減少が転じている中、前年度より約2億3,000万円の増額見込みとしている理由についてお聞かせください。

2つ目は、概要の2ページ、県支出金についてです。前年度より約1億4,500万円の減額となっている理由についてお聞きをいたします。

3番目は、概要4ページ、物件費について。前年度より約3億4,000万円の減額理由について教えてください。

4番、概要6ページ、環境を守るまち。家庭系可燃ごみ袋有料化事業について、令和8年4月から値上げが既に決まっていますが、物価高騰で市民生活が大変な中、値上げを行わないという議論はなかったのかについてお聞かせください。

概要の7ページ、安心して暮らせるまち。1、防犯カメラ設置補助金について、区自治会からどれぐらいの要望があるのか。また、補助金の出し方は。そして、3番目は、管理はどこになるのかについてお聞かせください。

概要の10ページ、産み育てることのできるまち。5歳児健康診査事業について、集団での検査実施となりますが、5歳児の多くが保育所や幼稚園などに通っていることが多いと思います。具体的にどのように実施していくのかについてお聞かせください。

7番目は、概要の11ページ、適正な行政運営について。日直業務委託事業について、委託先及び委託業務の内容についてお聞かせください。

概要の12ページ、災害対策活動拠点整備事業について。設置場所、また拠点とし

ての使用方法についてお聞かせください。

9番目は、概要17ページ、病虫害防除対策事業について。市内でクビアカツヤカミキリ等の被害の報告は上がっているのかについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 市来議員のご質疑1点目についてお答えさせていただきます。

市税増額見込みの理由についてですが、まず算定内容としまして、令和7年度調定見込額に過去3か年平均伸び率を乗じ、令和8年度調定見込額とし、その額に目標徴収率を乗じ算出しております。

伸びによる増額の主な要因といたしまして、個人市民税において、就労される方が増えることによる納税義務者の増、415人及び賃金引上げによる1人当たりの所得の増3万8,227円を見込み、1億6,554万6,000円の増額とし、また固定資産税、都市計画税においては、開発による農地転用約5,000平米の土地の宅地化及び新築家屋の増266棟を見込み、6,645万7,000円の増額としております。

○玉田議長 財務課長。

○広岡財務課長 市来議員のご質疑の2点目、県支出金についてお答えいたします。

県支出金が減額となった要因は、主に小中学校児童生徒用学習端末更新事業の完了に伴う和歌山県公立学校情報機器整備事業費補助金の減少、こちらで1億7,300万減によるものとなっております。

続きまして、ご質疑の3点目、物件費についてお答えいたします。

物件費については、基幹系システム機器等更新に伴う情報推進費における一般備品購入費、これ5,724万7,000円ございます。観光案内所管理運営業務委託料3,618万2,000円のプラスです。などが増加した一方で、先ほど申しました小中学校児童生徒用学習端末更新事業の完了に伴う小中学校費における教材用備品購入費、これでマイナス2億7,200万円ございます。それと、システム標準化の延期に伴うデジタル基盤改革に伴うシステム改修等委託料、これでマイナスの1億7,300万ございます。などが減少した結果、約トータルで3億4,000万円の減となっております。

それから、8点目、災害対策活動（仮称）整備事業についてお答えいたします。

まず設置場所につきましては、市役所本庁舎南側の駐車場用地に建設予定としております。以前にマイナンバー発行受付事務を行っていたプレハブがございましたが、その敷地の跡地を予定しております。

また、拠点としての使用方法につきましては、災害発生時に災害活動拠点とし、

他府県からの応援職員の受入れ、それから備蓄物資倉庫、また配慮を要する方の一時避難場所として使用する予定としております。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

4点目の可燃ごみ袋有料化事業についての値上げを行わないという議論はなかったのか、についてですけれども、岩出市の環境を守る審議会の中でも、指定袋の値段についての議論もありましたが、昨今の物価高騰により、令和8年度からの値上げはやむを得ないとの見解だったことから、値上げを実施することは妥当であると考えてございます。

続きまして9点目、クビアカツヤカミキリの被害報告につきましても、岩出保健所と情報共有を行っており、令和4年度で報告が1件、被害樹が1本、令和5年度は1件、1本、令和6年度が3件で6本、令和7年度は報告20件の被害樹55本の報告がございました。

被害樹の対応については、岩出保健所より和歌山県のクビアカツヤカミキリ防除対策マニュアルに基づき指導を行っており、特に市管理地の被害樹については、薬剤注入、ネット被覆、伐採などを実施してございます。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 市来議員ご質疑の5点目、防犯カメラ設置補助金について、区自治会からどれぐらいの要望があるのか、補助金の出し方は、管理はどこかについて、一括してお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、電話等での問合せや市政懇談会を実施する中で要望をいただいております。令和7年度の市政懇談会では4区自治会から要望があり、回答後には複数の区自治会からの問合せがございました。補助金の交付を受けようとする区自治会は、事前に規定の申請書類を提出していただき、交付決定後に設置工事を実施し、実績報告を提出していただいた後、補助額を確定し、交付いたします。設置した防犯カメラの管理につきましては、設置した区自治会等での管理としております。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 すみません。答弁抜けておりました。

続きまして7点目、日直業務について、委託先及び委託業務の内容は、についてお答えいたします。

委託先につきましては、4月以降に選定する予定となっておりますので、現時点

では未定であります。委託業務の内容につきましては、現在、市職員が交代で行っております、土・日・祝日等の休日における来庁者や電話対応及び庁舎設備管理業務等のうち、一部を除き委託を行うものでございます。

以上です。

○玉田議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　市来議員ご質疑の6点目、5歳児健康診査事業についてお答えします。

集団実施となっているが、5歳児の多くが保育所や幼稚園などに通っている。具体的にどのように実施していくのかについてですが、本事業の対象者は5歳児とその保護者であり、5歳の誕生日を迎える月が対象となります。ほかの乳幼児健診と同様に、対象月になる前月に案内文や問診票を個別通知いたします。実施場所は岩出市総合保健福祉センターで、受付時間を3回に分けて実施します。

なお、受診率向上のため、個別通知以外にも、親子手帳アプリでのプッシュ通知や保育所や保育所の保護者が利用しているC o D M O Nでお知らせを通知したり、保育所や幼稚園、小児科などにポスターやチラシ、ウェブサイト等で周知啓発に努めます。

○玉田議長　再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員　順番に行きます。まず、市税についてであります。

人口減少がこの岩出市でも起こっているという状況がなっているんですが、令和8年度では、人口についてはどのような伸び、人口増える、増というふうな形で考えておられるのかという点、見込みなどありましたら教えてください。

環境を守るまちについてであります。

たしか、ごみの値上げを決めたときには、まだ先行きが分からない物価上昇のという形で、令和8年度までの上昇分が決められたと思います。しかしながら、令和8年に至って、今現在でもまだ物価高騰が続く中で、再度検討する、また環境を守る審議会等々を開いて、このことについて議論するというような形は取らなかったのかという点。というのは、やはり3年前の流れで来ているわけですから、現状も変わっていないのであれば、やはりそちらについてもしっかりと議論を行いながら、この価格でいいのかどうかというのをやっぱり決めてもらう、について考えてもらう、このことが必要であったのではないかと考えます。それについてお答えを求めたいと思います。

次に、安心して暮らせるまちです。

個人情報保護の対象となってくると思うんですが、これらについて、しっかりと説明など等をしていかなければならないかと思えます。その点についてどのようになっていくのか。また、要綱等も9つ決められているという答弁がありました。その要綱どおりかどうかという確認というのは、どのように行っていくのかという点をお聞かせください。

産み育てることのできるまちです。

先ほども言ったとおり、誕生日月の対象となってくるという形になっているんですが、3歳児で考えてみると、実は対象、3歳児って物すごく減っていると思うんです。というのは保育所とか幼稚園とか通っている方々が、集団健診じゃなくて、こういう健診ありますよね。3歳児健診というのも実は減っていると思うんですけど、5歳になると集団健診をやらなければならないというふうになっていたとしても、行かないんじゃないかというところが懸念されるころだと思えます。その辺について、先ほどからポスターとかアプリとかで通知するという形なんですが、しっかりとそれを促していくという対策はどうしても必要になってくると思うんですが、さらにそこをどう考えているのかという点をお聞かせいただきたいのと、また未就学児ですね、当然、幼稚園も保育所も通っていらっしやらない子供さんもいらっしやるかと思えます。その子供さんについてもどのような形でしっかりと対応していくのかという点をお聞かせください。

次に、適正な行政運営として、日直業務に関することです。

まず、選定方法ですね。選定方法、4月、もちろん予算が通ってからになってくるとは思うんですが、業者を選ぶ、委託先ですね、選定方法はどのような選定方法を取っていくのかという点。行政と委託業者との間の責任の範囲が不明確とならない仕組みというのが大変重要になってくると思えます。もちろん個人情報の取扱いがどうなっていくのかとかいう点と、先ほどから、来庁者などに対する対応等々もあれば、いろんところで問題点もあってくるのではないかと。そういう中での業者との責任範囲の不明確とならない仕組みづくり、この辺についてはどのように考えておられるのかという点をお聞かせください。また、適正な行政運営で、日直業務委託をなぜしていくのかという点をまずお聞きをしたいと思えます。

最後に、病虫害防除対策事業についてであります。

年々、岩出市内ですか、クビアカツヤカミキリ等の被害も55本に上がっているという話でした。主に、果樹、桃や桜の木という形で、岩出市の場合、桜の関係とい

うのがすごく遭ってくると思うんです。そうした形で、桜の状況等々についての報告が上がっていないのかどうか。55本というのは、一体どういったものになっていくのかという点をちょっとお聞かせください。

以上です。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 市来議員の再質疑にお答えさせていただきます。

人口減少に対する対応ということですが、財政基盤の根幹である税収につきましては、安定して確実に確保していくことが重要であると考えます。人口減少が進む今後の状況下においても、税負担の公平性及び自主財源の確保のため、公平・公正な課税業務、徴収率の向上に取り組んでまいります。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

審議会のほうでは、指定袋を作成するため、やっぱり物価高騰している中、製造するためのコスト、一時保管費用、輸送費、あと、ごみの減量化対策事業等も同様に高騰しているというところで、やはり令和8年度から値上げはやむを得ないという豊富な議論がございました。それに伴って、市民の方にも、ごみ袋の選択肢を増やすということで、特小袋をつくることで、さらなるごみの減量化や、ごみ袋に対するコスト削減を周知していったら、市民の方の負担を軽減していきたいというふうに考えてございます。

続いて、クビアカツヤカミキリですけれども、令和7年度の55本のうち、主には、やはり桜になっております。個人地に関しては20本程度だったんですけれども、こちらについては、梅とかスモモとか、桃とか、バラ科の木なんですけれども、全体のうち半分以上は根来寺を占めておまして、令和7年の9月30日に根来寺境内で、まず6本の被害樹が発見されております。その後、11月4日に岩出市と保健所で合同で根来寺の桜を一斉調査いたしまして、1,273本のうち、さらに20本の被害樹を発見いたしまして、合計で26本、根来寺境内で発見されたという経緯になってございます。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 議員、再質疑の防犯カメラの設置に関しまして、個人情報等の関係、それから書類のチェックについてお答えいたします。

要綱の中にも運用規定、それから管理責任者を設けることとしております。提出

書類の中には、こういった規定、責任者を決めていただくというふうな書類等の提出を確認した上で交付決定を行います。運用規定等の個人情報に関するものに関しては、ひな形等もお示しして、大きく違わないような各区自治会からの提出書類となるように考えております。

続きまして、日直業務委託に関しましては、業者委託することによりまして、画一的なサービスの提供につながるということと、職員の業務負担軽減ということも併せて考えております。

以上です。

○玉田議長　こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長　市来議員の再質疑についてお答えします。

5歳児健診の未受診者への対応についてですが、現在も乳幼児健診については、未受診者対応をきっちりやっているところです。5歳児健診についても、地区担当の保健師が次の月には電話連絡等をさせていただき、そこで、また未受診になれば再度個別通知もし、集団に入っている場合は、集団に入っている保育所や幼稚園等にも協力を得ながら、未受診者対策に努めていきます。

あと、集団に入っていない5歳児ということですが、住民票がある5歳児の人全てに個別通知をしておりますので、集団に入っていないなくても、案内通知のほうは送らせていただいているというところです。

○玉田議長　総務課長。

○西浦総務課長　失礼いたしました。追加で回答いたします。

日直業務に関して、責任の明確化に関しましては、委託になりますので、一義的には業者のほうの責任とはなりますが、今現在、2名で行っておる日直に関しまして、1名、職員のほうが出ることになる予定となっております。

受付業務、電話対応等は、事業者の業務として位置づける予定ではございますが、交付決定の部分に関しましては職員の業務となっておりますので、そういったすみ分けをしたいと考えております。

○玉田議長　再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員　1点だけ、今おっしゃった、適正な行政運営のやつについて、選定方法はどのように選んでいくのかという点をちょっと聞かせていただきたいんです。

以上です。

○玉田議長　答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 議員の再々質疑にお答えいたします。

選定方法に関しましては、4月以降、方法等を検討していきたいとは考えておりますが、他市町村の例も参考にしながら、業者のほう決めていきたいと考えております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第17号から議案第23号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、3番、西野峻也議員、7番、福岡進二議員、8番、杉本直哉議員、9番、大上正春議員、12番、尾和正之議員、13番、牛田佑佳議員、以上6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月13日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月13日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める  
意見書の提出について

○玉田議長 日程第23 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月5日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 三栖慎太郎 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 大上 正春 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 井神 慶久 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 福岡 進二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 市來 利恵 |

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣  
本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

家族従業者の社会的地位向上及び人権の保障を目的として、所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月17日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月17日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時07分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和8年3月17日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 会議録署名議員の追加の指名
- 日程第2 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第22 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第23 議員派遣について

日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

2番、福山晴美議員は、通院治療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、会議録署名議員の追加の指名、議案第4号から議案第23号までの議案20件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の追加の指名

○玉田議長 日程第1 会議録署名議員の追加の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2番、福山晴美議員を指名いたしましたが、本日の会議を欠席されることから、地方自治法第123条第2項及び会議規則第81条の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなるため、会議規則第81条の規定により追加の会議録署名議員として、3番、西野峻也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について～

日程第21 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第2 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件から日程第21 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算までの議案20件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案20件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件外、議案8件です。

当委員会は3月9日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算及び議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第5号、議案第6号、議案第11号、議案第12号の所管部分、議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件では、不利益処分の名宛て人となるべき者が所在不明となる判断基準は。電子計算機の映像面に表示とは、について。

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正の件では、通勤距離が60キロメートルを超える職員はあるのか。また、通勤距離が長い場合、災害時の初動体制に影響はないのか。自動車通勤について使用する自動車は登録が必要か。主査の職務を加えた経緯は。について。

議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件では、救急業務協力者、水防従事者とはどのような者か。過去3年間で公務災害補償の対象となった者はいるのか。について。

議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、水道事業会計繰出金を減額する理由は消火栓の改修費用か。また、消火栓の設置状況等の把握はできているのか。繰越明許費で池の整備改修事業と整備事業の工事内容の違いは。について。

議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、資本的

収入の下水道事業債と一般会計の出資金が減額となる理由は、について。

議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算では、新聞折り込み等業務委託料の委託内容は、について。

議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算では、一般会計繰入金の物価高騰対策基本料金免除事業と物価高騰対策基本料金免除相当額の差額分の用途は。物価高騰対策基本料金免除はいつからか。また、高齢者のみ世帯、水道料金減額対象者から金額の違いについての問合せはないのか。前年度と比べて水道事業の配水及び給水の予算を増額した理由は。漏水調査業務委託について先端技術の導入を行わないのか。について。

議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算では、指定工事店指定手数料とは。また、指定工事店の増減及び営業の状況の確認方法は、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件の外、議案10件です。

当委員会は3月10日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例制定の件、議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）及び議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第4号、議案第10号、議案第12号の所管部分、議案第13号、議案第14号及び議案第19号は可決しました。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市乳

児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算及び議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算は、討論の後、賛成多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件では、医療機関は新たに機器を導入しなければならないのか。それともシステム変更で可能となるのか。について。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、子ども・子育て支援納付金の上乗せにより被保険者の格差を拡大させる可能性があるという指摘がある、その点についての考えは。について。

議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件では、設備はどのようなものか。また、各施設の基準は満たされているのか。国から示されている人員配置と面積基準以上で対応していくのか、それとも国基準なのか。子供の安全という観点からいろんなことを想定して整えておかなければならないと考えるが対応は。について。

議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件及び議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定の件では、質疑はありませんでした。

議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、工事請負費は給湯配管工事とのことだが、総合保険福祉センター全体の給湯配管工事なのか。また、費用負担は。小学校費の管理業務委託料は。トイレの改修のことだが、現在、改修はどこまで進んでいるのか。について。

議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、介護保険保険者努力支援給付金について、目標、成果及び効果並びに結果及び評価は。地域介護・福祉空間設備等施設設備補助金における自家発電機の補助基準は。について。

議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、マイナ保険証は

社会保険から国民健康保険に切り替える場合の手続は。また、切替手続における苦情等は把握しているのか。療養給付金給付費の減額理由は。について。

議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算では、保険給付費が前年度と比べて増えているが、介護サービス利用者が増加しているの見込んでいるのか。また、介護需要に対応した事業所は整っているのか。岩出げんき体操自主グループフォローアップ事業委託料について、他の自主的に活動しているグループについて把握しているのか。介護支援専門員受験応援事業委託料について、現在の成果は。また、今後の対応は。について。

議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、子ども・子育て支援納付金分による保険料の状況は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、大上正春議員、演壇でお願いいたします。

○大上議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月5日木曜日、本会議散会后、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対し議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

3月11日水曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月12日木曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算に対する討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定の件、議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）、議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算、議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算、以上、議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第4号から議案第6号まで、議案第10号から議案第16号まで、議案第19号及び議案第21号から議案第23号までの議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第6号まで、議案第10号から議案第16号まで、議案第19号及び議案第21号から議案第23号までの議案14件は、原案のとおり可決されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

牛田佑佳議員。

- 牛田議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金を新たに創設する内容を含むものであります。少子化対策や子ども・子育て支援の充実が重要であることについては十分理解しております。しかしながら、国民健康保険は、自営業者や年金生活者、休職中の方など、比較的所得水準の低い方が多く、加入する制度であり、既に保険税の負担は決して軽いものではありません。そのような中で新たに、子ども・子育て支援納付金という形で医療保険料に上乘せし、負担を求めることは、被保険者にとってさらなる負担増につながるものが懸念されます。

また、本来、医療保険制度は、医療に必要な費用を支える制度であります。今回の制度は、子ども・子育て政策という別の政策目的の財源を医療保険料に求めるものであり、制度の在り方として慎重に検討されるべきものと考えます。

現在、日本の国民負担率は約46%から48%とされており、1990年前後の約38%と比べても大きく増加しております。国民の負担が増え続けている現状を踏まえると、これ以上の負担増につながるのには慎重に考えるべきであります。

以上の理由から、本議案には賛成することができず、反対といたします。

- 玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

- 田中議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保険料と併せて、令和8年度から拠出していただく子ども・子育て支援金に伴う子ども・子育て支援納付金分に係る保険税の税率等の改正を行うものです。

なお、従来の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る保険税の税率等は据置きとしています。

国においては、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す、こども未来戦略「加速化プラン」により、子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされ、

対象者に一定の広がりのある6つの子育て施策、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付及び育児期間中の国民年金保険料免除措置に子ども・子育て支援金が充てられています。拠出していただいた支援金は、医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と併せて徴収し、国へ納付する制度となっています。また、低所得者への配慮として、保険税の算定に当たっては、7割、5割、2割軽減も実施されます。

以上の点から、国民健康保険の運営に当たり、市が和歌山県に納付する子ども・子育て支援納付金分を含めた国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な改正であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、納付金の徴収事務上の手続に関する一部改正であり、子ども・子育て支援法の成立に伴うものです。そもそも子育て支援の財源を医療保険に上乗せすることは道理がなく、容認すれば国民皆保険制度を掘り崩すことにつながり、反対です。

子ども・子育て支援金制度は、既の実施されている児童手当の拡充や、育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援や、誰でも通園制度の実施などを進める一方で、それに必要とされる3.6兆円の財源を既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険制度に上乗せ徴収する支援金で補うこととしています。つまり、本来国が財源を確保して実施すべき子育て支援策を医療保険制度に上乗せ徴収するなどの形で国民に負担を強いるものとなっています。

そもそも全ての国民が医療保険に加入する国民皆保険制度は、病気やけがの際に医療費の負担を軽減し、平等に医療サービスを受けられる仕組みであり、その医療保険を少子化対策の財源に流用することは、医療保険制度の目的外利用であり、今でも高い国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に上乗せ徴収である子ども・子育て支援金制度は、実質の増税と言わざるを得ません。

同じ世帯構成で比べると、労使折半のある被用者保険と比べて、非正規雇用やフリーランスなどが加入する国民健康保険料では、全額自己負担で、同じ年収でも負担増になります。また、地方自治体によって国民健康保険の賦課方式が違うことか

ら、同じ収入でも負担の格差が生まれることなどの矛盾が指摘されています。

政府は支援金制度について、企業を含め、社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出するものというが、支援金は保険料に上乗せして徴収され、医療保険料は一定の収入を超えれば据置きとなり、逆進性を持っています。しかも、収入の低い加入者の多い国民健康保険のほうが、保険料に対する支援金の負担増の割合が高くなるなどの問題があります。

少子化対策は進めるべきであると考えますが、子ども・子育て支援金制度の財源を医療保険料に上乗せするのは、医療保険制度の目的外利用であり、実質的な増税です。子育て予算の拡充というのなら、公費そのものを大幅に増やすべきと申し上げ、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本事業の目的は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するというものです。保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で通園できる仕組みで、孤立しがちな子育て家庭への支援を目的としています。全ての子供の育ちを応援することは重要です。また、育児不安の軽減や親子の孤立防止につながる可能性もあり、制度の趣旨自体を否定するものではありません。目

的は重要だと考えますが、しかし、その実現が保育現場だけにとどまらず、事業に携わる保育士にも混乱を招きかねない問題があります。

市は国の基準に準じて行うとしていますが、国から示されている人員配置や面積基準の緩和が含まれており問題です。人見知りの時期である乳幼児を時間単位で預けることは、子供にとって大きなストレスになるだけでなく、保育現場においても事故が起こるリスクが大きく、子供の安全が守られるのかが大きく問われてきます。

子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ未就園児への支援の仕組みづくりが求められることは事実です。しかし、こども誰でも通園制度は、法律上は、乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供であって、保育ではありません。子供の状態を十分に把握することが難しい中、子供の安全や育ち、多様な経験が担保されるとは言えず、保育現場に負担を強いるものとなります。孤立育児の解消という目的は重要です。しかし、その実現が保育現場のさらなる疲弊の上に成り立つものであってはなりません。

親の就労にかかわらず、全ての子供たちの育ちを支援するというのであれば、希望する全ての子供たちに質の確保された保育を保障できるようにすべきと考えます。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで、誰でも通園制度の土台をつくることを国に求めることを要望し、この議案には反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

杉本直哉議員。

○杉本議員 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の適正な実施を図るため制定するものです。こども誰でも通園制度は、子供が家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長していくよう、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的で創設された新たな通園制度です。

令和8年4月から全国の自治体で実施されることとなりますが、児童福祉法に基づく認可事業として位置づけられるため、適正な事業実施に当たり、市がその設備及び運営に関する基準を定める必要があります。内閣府令で定める基準を踏まえ、基準を定める条例を制定されるものでありますので、私は本議案に賛成といたします。

す。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第8号に対する討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

先ほど、議案第8号で述べたとおり、現場の混乱、事故へのリスク、子供の安全が守られるのかが問われてきます。子供の状態を十分に把握することが難しい中、子供の安全や育ち、多様な経験が担保されるとは言えず、保育現場に負担を強いるものとなります。孤立育児の解消という目的は重要です。しかし、その実現が保育現場のさらなる疲弊の上に成り立つものであってはなりません。

親の就労にかかわらず、全ての子供たちの育ちを支援するというのであれば、希望する全ての子供たちに質の確保された保育を保障できるようにすべきと考えます。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで、誰でも通園制度の土台をつくることを国に求めることを要望し、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

杉本直哉議員。

○杉本議員 議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する事業者に対して、子ども・子育て支援法に基づく乳児等支援給付費を給付するに当た

り、具体的な運営に関する基準を定めるものです。事業者が乳児等支援給付費の給付を受けるために必要な基準であり、内閣府令で定める基準を踏まえ、基準を定める条例を制定されるものでありますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

現在、国政においても物価高騰への対応が大きな課題となっており、国民生活は厳しい状況が続いています。食料品や光熱費などの生活に欠かせないものの値上がりが続き、多くの市民が暮らしの厳しさと不安を抱えています。

こうした状況の下で、本市の令和8年度予算は、対前年度比4.8%増の過去最高となる220億円の規模となっています。過去最高規模となる予算だからこそ、市民の暮らしを直接支える施策を積極的にさらに充実させるべきではないかと考えます。しかし、本予算案を見ると、物価高騰対策についても、子育て支援についても、いろいろなところで国の制度を実施するものが中心となっており、国の制度を活用することはもちろん必要ですが、国の制度に乘るだけでは自治体の役割を十分に果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

市民の暮らしに最も近い自治体として、独自の支援策を行うことが求められています。市民の移動手段の確保についても課題があります。高齢者をはじめ、移動手段に不安を抱える市民からは、乗り合いタクシーの導入を求める声が以前から上がっています。高齢化が進む中で、移動手段の確保は重要な課題です。特に車を運転

できない高齢者にとって、買物や通院の足の確保は切実な問題です。この問題についても、これまで議会や、また委員会の中でも繰り返し追及をしておりますが、しかし、本市では乗り合いタクシーの移動支援制度は実施されておられません。市民要望があるにもかかわらず、実施に向けた動きはなく、大きな問題です。

そして、可燃ごみ袋について、今年度からさらに値上げされることが既に決まっておりますが、市民生活に直接影響するもので、市民の暮らしの状況、物価高騰の中で、市民の負担をさらに増やすことについては慎重であるべきと考えます。一般廃棄物処理手数料に関する特例をさらに続ける対応を行うべきだったと考えます。

さらに、市民サービスを充実させていくことや、新たな事業を進めるに当たっては、現場を担う職員体制の拡充や、適正な配置も重要です。必要な分野にしっかりと職員を配置し、市民に寄り添った行政運営を進めていくことが重要であると考えます。市民サービスを支える体制についても十分な検討が求められます。この予算を見る限り、市民の暮らしを直接支える独自政策が十分に盛り込まれているとは言えません。

以上の理由から、本予算案には賛成できないことを申し上げ、討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、市制施行20周年、また第3次長期総合計画（後期基本計画）の開始年度を踏まえた上で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、確実かつ継続的に各種行政サービスを実施するため、過去最高額を更新する220億円、対前年度比で4.8%増の積極予算となっています。

今後の財政負担を見据え、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、市が直面する諸課題に積極的に対応するため、国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、人口問題の解決、学力の向上及び福祉の充実に引き続き重点を置き、特に国土強靱化対策、環境対策を積極的に推進する予算を計上されています。

歳入においては、市税の確保はもとより、国県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用されています。また、市の借金である市債は、緊急防災・減災事業債と一般廃棄物処理事業債にとどめ、健全財政に努められています。

次に、歳出においては、市制施行20周年記念式典や講演会、人口の問題解決として、交流人口の増加に向け整備した岩出市観光案内所における記念イベントをはじめ

め、市への愛着を深め、市の魅力を発信する市制施行20周年記念事業が計上されています。

国土強靱化対策としては、災害対策活動拠点の整備とともに、引き続き生活道路環状化事業を進められています。

環境対策として、クリーンセンター基幹的設備改良事業、また各福祉施策、特に子ども・子育て支援に重点を置きながら、学力向上についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされています。

このように、当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種対策にわたり充実した内容となっています。

よって、私は本議案について賛成とします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

先ほどから言っております、議案第7号でも申したとおり、この予算の中には、子ども・子育て支援金を創設するものが全て含まれております。子ども・子育て支援は、本来、税金の再分配として行われるべきであり、子育て支援への予算の組み方、国の在り方を示す基本問題の1つです。こういう問題なのに健康保険に上乗せし、国民に負担させるという発想自身が間違っていると考えます。

この予算には、こうした問題が多く含まれるものが入っているので、反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指して運営が広域化され、県が財政運営の責任主体となって、財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めることとなっております。

歳入では、県支出金ほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保険料と併せて、令和8年度から拠出していただく子ども・子育て支援金に伴う子ども・子育て支援納付金分に係る保険税率の改正が反映された保険税額が予算計上されている一方で、被保険者の税負担を緩和するため、基金を繰り入れる予算となっております。さらには、滞納処分による自主財源の確保、交付金等の活用など、国保財政の健全化及び安定した運営に資するものとなっております。

歳出では、被保険者の減少により、保険給付費の総額が減少する一方で、1人当たりの医療費は増加し、非常に厳しい状況であると伺っていますが、保険給付に必要な予算が確保されています。また、医療費が増加している状況において、被保険者の疾病予防と健康増進、医療費の適正化を図る取組として、特定健診をはじめ、特定保健指導や健診未受診者対策、糖尿病性腎症重症化予防事業や生活習慣病予防事業、人間ドック、脳ドックなどの保健事業推進のための予算も計上されるなど、事業運営に必要な予算が確保されています。

以上の点から、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

日本共産党は、75歳という年齢で分け、年齢に達すると、全ての人をこの保険制度に組み込んでいく仕組みそのものに反対をしています。

この医療制度の目的は、75歳以上の高齢者に医療費の負担を痛みとして実感してもらうために導入されたものです。制度導入後18年がたちました。時間の経過とともに痛みが大きくなり、制度の目的が貫徹され、負担は限界に達しつつあります。地方自治体はこの制度によって、老人医療費無料化制度が壊されたことを忘れてはなりません。

そして、国による子ども・子育て支援金の創設についてです。子ども・子育て支援は、本来、税金の再配分として行われるべきものであり、子育て支援への予算の組み方は、国の在り方を示す基本問題の1つです。

こういう問題なのに、健康保険に上乘せし、国民に負担させるという発想自身の間違っていると考えます。税の集め方、予算の組み方を改めれば子育て支援の財源が確保できます。新たな福祉は、国民の相互負担で補うという考えは致命的に間違っていることを申し上げ、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者として、疾病等に対し給付を行うもので、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しています。歳出合計額の99.5%、13億9,527万6,000円が後期高齢者医療広域連合への納付金であり、対前年度比10.1%の増となっていますが、被保険者が増加していることや、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保

険料と併せて、令和8年度から拠出していただく子ども・子育て支援金の納付などによるものです。

納付金の内容は、保険料や療養給付費負担分など、制度を維持するために、市の負担が必要とされる部分や、広域連合の運営に必要な事務費負担金、広域連合が国へ納付する子ども・子育て支援納付金分など、制度運営上必要なものであります。また、被保険者の疾病リスクなどの早期発見のため、保険事業費に人間ドックや脳ドックも計上されています。

以上述べましたように、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

○玉田議長 日程第22 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議員派遣について

○玉田議長 日程第23 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程24 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和8年3月23日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問 |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○玉田議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○玉田議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、9 番、大上正春議員、10 番、田畑正昭議員、6 番、井神慶久議員、14 番、市來利恵議員、12 番、尾和正之議員、13 番、牛田佑佳議員、以上 7 名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、10 番、田畑正昭議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第 148 条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第 55 条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、生成 A I に対する小中学校の教育方針についてと、第 51 回衆議院議員総選挙についての 2 点お伺いいたします。

最初に、生成 A I に対する小中学校の教育方針について質問を行います。

近年、C h a t G P Tをはじめとする生成 A I が急速に普及し、子供たちの学習環境や生活にも既に大きな影響を与えていると考えています。宿題の調べ学習や作文、要約、さらには日常的な相談相手として、子供が A I に触れること自体、もはや避けられない状況ではないでしょうか。私自身、何か調べ物をするときに活用しますが、その便利さに驚いている一方で、ここまで A I が発達すると、自分自身で考える能力が本当に衰えていくのではないかとこのことを危惧しています。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目として、本市の小中学校において、生成 A I を子供が利用することについて、現時点でどのような実態把握をしているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、今後ますます進展していく A I 技術の利用について学校では使用を禁止しているのか、一定の条件の下で認めているのか、もしくは各学校に判断を委ねているのかなど、学校現場の明確な方針や指針はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に3点目として、使わせないではなく、正しく使わせる教育について、生成 A I は、使い方次第では、調べる力、考えを整理する力、表現力を高めるといった学習の補助ツールにもなりますが、子供に指導する立場である教職員自身が、生成 A I について正しく理解していなければ、適切な指導は難しいと考えます。そこで、教職員への研修体制について、教職員に対する生成 A I に関する研修や、そこで発生してくる情報モラルや著作権、個人情報保護の研修について、現在の取組と今後の方向性をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 おはようございます。福岡議員のご質問の1番目、生成 A I に対する小中学校の教育方針についての1点目、小中学校において生成 A I を児童生徒が利用することについて、どのような実態把握をしているのか、についてお答えいたします。

まず、生成 A I とは、文書、画像、プログラム等を生成できる A I モデルに基づく A I の総称のことを指し、学校現場では、テスト問題やあるいは各種文書のたたき台作成等の校務において、また児童生徒の学習場面においても、一人一人のニーズや特性に合った学びの実現などの利活用が想定されております。しかしながら、生成 A I のリスクといたしまして、生成 A I が事実とは異なる情報をあたかも真実であるかのようにもっともらしく回答するなど、様々なリスクが指摘されており、

AIが誤情報を出力することを前提とした利活用が求められているところでございます。

そのような状況の下、市内小中学校では、授業の中で生成AIは、今のところ使用してはおりません。また、1人1台のグーグル端末では、ChatGPTやCopilotはフィルタリングソフトによりブロックされております。Googleが提供するGeminiのみ利用をすることができます。児童生徒が家庭で所持するスマートフォンなどでの生成AIの使用実態については把握はしておりません。

次に2点目、学校での方針はどのように考えているのかと、3点目の教職員の生成AI及び個人情報保護に対する研修について、現在の取組と今後の方針、方向性は、について一括してお答えいたします。

令和6年12月26日、文部科学省より、初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインが出されました。このガイドラインに基づき、現在、岩出市立学校における生成AI利活用推進方針を作成し、令和8年4月より運用を開始する予定です。それに合わせまして、教員の生成AI活用研修も行ってまいります。

個人情報保護に対する研修につきましては、岩出市教職員研修の1つとして、令和6年12月、それから令和7年11月からの2回、学校情報セキュリティー研修を行っております。今後の方向性につきましては、生成AIを有用な道具になり得るものと捉え、生成AIの仕組みを理解し、学びに生かしていくことを目指し、情報モラルを含む、情報活用能力の育成を一層充実させてまいります。そのためには、教育委員会が主導して制度設計や方向性を示し、各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

生成AIは、今後さらに進化し、子供たちが社会に出たときには使えることが前提となる時代が来ると考えます。だからこそ、学校教育の中で、AIに振り回されるのではなく、AIを使いこなす力を育てることが重要だと考えます。

先ほどの答弁では、岩出市立学校における生成AI利活用推進方針を令和8年4月より運用を開始する予定とのことですが、令和8年度の取組、スケジュール等どのように計画されているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

令和8年度のスケジュールについてお答えいたします。国におきましては、次期指導要領の改訂が、小学校では令和12年、中学校では令和13年というふうに計画されており、現在それに向け、関係施策や重点事項の移行期に入っております。生成A Iに関しましては、発達の段階に応じて、生成A I等も含む自分に合ったツールで学ぶことができる環境整備が、令和10年から11年の目標となっており、令和7年度から国の委託を受けた全国各地の先進研究指定校で、1人1台端末や生成A I等の利用に関する好事例創出を令和11年にかけて行っております。

本市の生成A I利活用推進方針にも定めておりますが、段階的な導入と試行を行うため、まずは教職員の校務での利用から優先的に進め、児童生徒の利用については慎重かつ計画的に実施してまいります。

したがって、令和8年度では、まず教職員研修を実施し、校務の中で教職員が生成A Iを利用することで、教育の質の向上と業務負担軽減を図ってまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、第51回衆議院議員総選挙について質問を行います。

まず初めに、このたびの衆議院議員総選挙につきまして、その執行に携わられました職員の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

しかしながら、今回の衆議院議員総選挙は、報道等でも大義が見えにくい選挙と評され、有権者の間にも様々な受け止めがあったところでもあります。そのような中であっても、市には膨大な準備、執行業務が課されます。中でも、本市においては投票所の設営、入場券発送、期日前投票所の運営、開票事務に至るまで、多くの職員が長時間にわたり従事することとなったのではないのでしょうか。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1点目として、今回の衆議院議員総選挙における本市職員の動員人数、超過勤務時間の総時間、また健康面、業務調整面での課題についてどのように分析しているのか、お伺いいたします。

2点目として、選挙事務の委託と期日前投票所の増設についてです。

全国的にも期日前投票は増加傾向にあり、本市においても有権者の利便性向上の

一方で、市役所における期日前投票所の人的負担が常態化しているのではないのでしょうか。今回の岩出市の選挙結果を見てみますと、投票者数2万2,801人中、期日前投票での投票者数は1万386人となっており、令和6年の衆議院選挙と比較して2,901人の大幅増加となっています。投票所で一番多い投票者数が、紀泉台地区公民館の1,240人であることから、いかに増えていることが表されています。

そこで、事務委託の導入についてお尋ねいたします。

以前の一般質問でも、市民課の窓口業務について質問してきたところですが、選挙事務における事務委託の導入については、近年、他市町村では期日前投票所の受付業務や投開票事務の一部について、民間事業者への委託を導入する事例も見られます。本市においても、投票事務において人材派遣による委託を行っていると聞いていますので、期日前投票への導入、また当日の投開票事務への委託の拡大について、市の見解をお伺いいたします。

また、昨年3月議会での一般質問でもお伺いしましたが、期日前投票所の増設についてです。そのときの答弁では、総合的に検討していくとのことでした。先ほども申しましたが、令和6年の総選挙と比較して2,901人も、1か所での期日前投票で増えています。前回の質問からまだ1年もたっていませんが、いよいよ本腰を入れて考えていく必要が出てきていると感じますので、現状での考えをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 福岡議員の2番目のご質問、第51回衆議院議員総選挙についての1点目、衆議院議員総選挙における職員の動員人数、超過勤務時間の総時間は。また健康面、業務調整面での課題について、どのように分析しているのか、についてお答えいたします。

まず、職員の動員人数については、期日前投票11日間で延べ174人、投開票日当日で162人となっており、投票日以外の準備期間を含めた超過勤務時間の総時間は3,504時間でした。

また、健康面、業務調整面での課題についてですが、特に業務量が多くなる選挙管理委員会の職員については、体調を崩さないよう、交代で休暇日を設ける等しながら業務に当たっております。業務の調整については、通常業務には極力支障がないよう調整を行っておりますが、選挙期間と市のイベントや自然災害等が重なった場合には、人員の確保が困難となることが課題であると考えております。

次に２点目、選挙事務の委託についてどのように考えているのか。また、期日前投票所の増設についてはどうかについてお答えいたします。

投票事務については、令和６年１０月執行の衆議院選挙から投票所スタッフの一部民間事業者を活用しており、今回の衆議院選挙でも、総勢２３名の人材派遣を契約いたしました。今後の民間事業者の活用拡大については、適正かつスムーズな選挙の執行が行われることを最優先としつつ、他市町村での先行事例も参考に研究を行ってまいります。

また、期日前投票所の増設については、事務に従事する職員や投票所立会人の確保、不測の事態への迅速な対応等に課題があるため、現状では困難であると考えておりますが、近年、期日前投票者数が増加傾向にあることから、事務の民間事業者の活用拡大と併せて検討していく必要があると考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 １点再質問を行います。他市町村での先行事例も参考に研究を行うとの答弁でしたが、選挙はほぼ毎年行われています。都度、国政であり、県政、市政と異なってきますが、その執行の最前線は市の職員であります。選挙執行に関する事務負担が増大する中、持続可能という観点からも、現場の負担軽減は避けては通れません。職員を守ることは市民サービスを守ることにもつながると考えますので、事務委託の導入について前向きに検討していただけるのか、再度お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

選挙事務における民間事業者の活用については、先ほどお答えしたとおり、一部で既に導入済みでありますので、今後の活用拡大については、現場の声や、既に導入を進めている他団体の事例を参考に、前向きに検討したいと考えております。

一方で、選挙事務は間違いが許されない極めて重要な業務であるとも考えております。民間への事務委託が市の事務執行と有権者の両者にとって最も有益な形での導入となるよう、しっかりと研究してまいります。

○玉田議長 再々質問許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 ９番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、地震に伴って発生する通電火災を防ぐ感震ブレーカーについてと、児童生徒のSNS利用と安全対策についての２点について、質問をさせていただきます。

最初に、通電火災を防ぐ感震ブレーカーについてです。

近年、日本各地で大規模地震が相次いで発生しており、今後30年以内に高い確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震への備えは、全国的な課題となっています。和歌山県は、南海トラフ地震の想定震源域に近く、大きな揺れが、被害が想定されている地域でもあります。そのため、本市においても、防災対策の強化は極めて重要な課題であると考えます。

地震対策というと、建物の耐震化や津波対策などが注目されますが、もう一つ見落としてはならない重要な問題があります。それが地震後に発生する火災、いわゆる通電火災であります。通電火災とは、地震の揺れによって、電気ストーブなどの家電が倒れたり、配線が損傷した状態のまま停電が復旧することで、再び電気が流れ、そこから出火する火災のことです。

過去の震災においても、阪神・淡路大震災では、地震後に発生した火災の原因の多くが電気関連であったとされ、また東日本大震災においても、通電火災が多数発生したことが報告されています。こうした通電火災を防ぐための有効な対策として、現在、全国的に普及が進められているのが感震ブレーカーであります。感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知すると自動的に電気を遮断する装置で、通電火災の発生リスクを大きく低減させることができる装置です。

この感震ブレーカーについて、総務省、消防庁も通電火災対策として設置を推奨し、普及促進に取り組んでいます。また、感震ブレーカーは数千円程度から設置できるものでもあり、比較的低コストで導入できる防災対策でもあります。しかしながら、こうした装置の存在自体がまだ幅広く知られていないこともあり、普及は十分とは言えない状況であります。

そこで、まずお伺いします。南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、本市において、地震後に発生する通電火災の危険性について、どのような認識を持っているのかお聞かせください。

次に、通電火災防止に感震ブレーカーは有効な装置であるとされていますが、本市としてのその役割についての見解についてお聞かせください。

3点目として、南海トラフ巨大地震への備えとして、また通電火災対策として、市民の命と財産を守る観点から、感震ブレーカーの普及促進は重要な防災対策の1つであると考えます。市民の皆様が、各家庭に設置するに当たって、その補助制度を導入する考えはないのか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員、1番目のご質問、大規模災害の発生に備えて、について1点目、通電火災の危険性についてどのような認識を持っているか、についてお答えいたします。

通電火災は、地震発生後の停電復旧時に発生する可能性があり、東日本大震災等においても電気関係による火災が被害拡大の一因となっていることから、本市としましても、危険性の高い事象であると認識しております。被災時の家具の転倒や、配線の損傷がある状態で通電が再開されることで、出火に至る事例も報告されており、市民の生命、財産を守る観点からも十分な注意喚起が必要であると考えております。

次に2点目、通電火災防止に感震ブレーカーが果たす役割について見解は、についてお答えいたします。

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知した際に、自動的に電気を遮断するものであり、通電火災防止において、有効な手段の1つであると認識しております。本市におきましても、防災講座や地元での防災啓発等において、通電火災の危険性と併せて、感震ブレーカーについても説明を行っていますので、有効性について、これまで以上に啓発してまいりたいと考えております。

次に、3点目、補助制度を導入する考えは、についてお答えいたします。

感震ブレーカーの有効性は認識しているところでありますが、現時点におきましては、市独自の補助制度を導入する予定はございません。今後、他自治体の動向や国、県の支援制度の状況等を総合的に勘案しながら、研究していきたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 感震ブレーカーの必要性について、市としても一定の認識を持っている

ことは理解できました。しかしながら、南海トラフ巨大地震の発生が強く懸念されている中で、通電火災対策は、発生前に進めておかなければ意味のない防災対策であります。感震ブレーカーは比較的 low コストで設置でき、火災による被害拡大を防ぐ効果が期待できることから、全国でも補助制度を導入する自治体が広がっております。本市としても、研究段階にとどまるのではなく、具体的な導入検討の段階へ進める必要があるのではないかと考えます。

また、防災講座など、地域住民からの依頼により啓発活動は実施しているとのことでしたが、それ以外での周知啓発については、どのように行っているのか、お聞かせください。

ここでもう一つ重要な視点がありまして、それは高齢化社会における防災対策であります。地震が発生した直後、自分でブレーカーを落とすことができれば、通電火災のリスクを減らすことができます。しかしながら、高齢者のみの世帯や要配慮世帯では、地震発生直後にブレーカーを操作することが難しい場合もあると考えられます。比較的新しい住宅などでは取り付けているところもあるだろうし、また、市民の中には意識を持って取り付けている方々もいらっしゃると思います。

しかし、近隣で発生した火災によって被害を受けたという事例もたくさんあります。自分の命、財産はもとより、近隣にも被害が広がらないように努める必要があると考えます。今後、高齢化が進む中で、こうした世帯をどのように守るかという視点も、防災対策においては重要であると考えます。高齢世帯や要配慮世帯などを対象とした、まずモデル的な補助制度からでも、この感震ブレーカー設置支援を導入してはどうかと考えますが、市の見解を改めてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、啓発の関係でございますが、これまでも防災講座等で機会を通じて説明をまいりました。これまで以上に様々な機会を捉えて重要性について啓発を行ってまいりたいと考えております。

それから、高齢者、要配慮者が属する世帯、こういうところに対して助成対象としていってはどうかというお話でございました。県内の他の市町の状況を見ましても、やはり対象としている方を要配慮者としているところが多ございます。今後、こういう要配慮者が属する世帯に対する補助対象というところも、他市の状況を勘案しながら研究してまいりたいと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 続きまして、児童生徒のSNS利用と安全対策についてご質問いたします。

近年、スマートフォンの普及により、子供たちを取り巻く情報環境は大きく変化いたしました。総務省の調査では、小学校高学年からスマートフォンを持つ割合が増加し、中学生、高校生になると多くの子供がSNSを日常的に利用している状況であります。

SNSは、友人とのコミュニケーションや情報収集など、便利で有益な側面がある一方で、子供たちを危険にさらすリスクも指摘されております。特に近年、全国的に問題視されているのがSNSをきっかけとした犯罪、被害の増加であります。警視庁が先月発表したまとめによりますと、昨年1年で、SNSをきっかけに犯罪被害に遭った18歳未満の子供は、前年比80人増の1,566人に上ったとのこと、同庁は、依然として高水準で推移と報告しております。全体の8割超を中高生が占めた一方、近年、増加が著しいのが小学生だそうです。昨年は全国で167人と、2021年の83人から倍増し、過去最高を更新しました。小学生の被害拡大に強い危機感を抱かざるを得ません。

被害を受けた小学生は11歳、12歳の高学年が中心で、罪種別では、不同意わいせつ、児童ポルノなどの性犯罪が目立ち、InstagramやTikTok、LINEといった主要SNSに加え、オンラインゲームで加害者と知り合うことも少なくないといえます。成人でも被害に巻き込まれるケースもあることから、社会経験の乏しい子供がSNSに潜む悪意を見抜くには限界があります。ネット上の誹謗中傷やいじめ、闇バイトへの関与など、子供自身が加害者側に回るリスクも見逃せません。また、SNSは犯罪だけでなく、子供たちの心身にも影響を与えることが指摘されております。

こうした状況を受けて、国においても対策が進められています。文部科学省では、情報モラル教育の強化を進め、学校現場において、インターネットやSNSの適切な利用について指導を行うよう求めています。

また、総務省においても、青少年インターネット環境整備に関する取組を進め、

フィルタリングの利用促進や保護者への啓発活動を行っています。さらに、海外に目を向けますと、より踏み込んだ対応を行う国も出ています。例えばオーストラリアでは、16歳未満のSNS利用を制限する法律が施行され、大きな議論を呼んでいます。同様に、フランスやスペインでも抑制する動きが出ています。子供たちをSNSによる被害や依存から守るため、国として明確なルールを設けたものであります。

このように子供たちのSNS利用をめぐる問題は、今や世界的にも重要な課題として認識されているところです。一方、日本では、スマートフォンの普及が急速に進む中、子供たちのSNS利用は拡大しているものの、そのリスクに対する社会全体の対策はまだ十分とは言えない状況ではないかと感じます。

地方自治体において、子供たちを守る観点から、学校、家庭、地域が連携しながら取組を進めていくことが重要であります。本市においても、児童生徒の多くがスマートフォンを持ち、SNSを利用している現状であると考えられます。その中で、子供たちがトラブルや犯罪被害に巻き込まれることを未然に防ぐための対策は非常に重要な課題であります。

そこで、本市における子供のSNS利用の実態と安全対策について質問をさせていただきます。本市における児童生徒のSNS利用実態とSNSに起因するトラブルや相談等についてどのように把握しているのか、お伺いします。

また、現在、市内小中学校において、情報モラル教育、SNSの危険性に関する指導及び保護者向けの啓発はどのように実施されているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の2番目、児童生徒のSNS利用と安全対策についての1点目、児童生徒の利用実態とトラブルや相談等についてどのように把握しているのか、についてお答えいたします。

まず、児童生徒の利用実態についてですが、第3次岩出市長期総合計画の策定に向け、令和6年6月に実施された岩出市まちづくり子供アンケート結果を見ますと、SNSを利用している小中学生の割合は、小学校50.3%、中学校89.5%となっており、各学校でもそのような実態にあると認識しております。また、トラブルや相談等については、小中学校ともに、SNSの連絡アプリによる誹謗中傷の書き込みや、グループでの仲間外れ、動画アプリでは変顔など、嫌な画像を本人の承諾を得ずに掲載し、肖像権を侵害するなどのトラブルが発生し、その後に保護者からの相談が

各学校に寄せられ、その都度、指導を行っております。

次に、ご質問の２点目、市内小中学校において、情報モラルの教育、ＳＮＳの危険性に関する指導及び保護者向け啓発はどのように行っているのか、につきまして、小学校では啓発チラシの配布をはじめ、携帯電話会社の出前授業により啓発を、中学校では、新入生説明会、入学式での注意喚起をはじめ、和歌山弁護士会等の出前授業を活用した啓発を実施しています。また、社会福祉課人権啓発係からは、毎年、中学１年生に対し、インターネットと人権というポケットブックを全員に配布し、保護者も含めて啓発を行っております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ただいまご答弁いただきました。本市における児童生徒のＳＮＳ利用の実態について、小学生で50.3%、中学生で89.5%を利用しているとのことでありました。この数字を見ますと、中学生ではほとんどの生徒がＳＮＳを利用している状況であり、小学生でも半数が利用しているということになります。

また、ＳＮＳ上での誹謗中傷の書き込みや、グループ内の仲間外れや、さらに本人の承諾を得ず画像を掲載するなどのトラブルが実際に発生しており、その後の保護者からの学校への相談が寄せられ、都度指導を行っていることでありましたが、つまり現状としては、トラブルが発生した後に対応しているケースが多いという状況であると受け止めました。

ＳＮＳは子供たちの日常生活の中で広く利用されていることから、トラブルが起きてから対応するだけでなく、未然に防ぐ取組がより強化していくことが重要であるのではないかと考えます。特にＳＮＳの利用時間の多くは家庭であることを考えますと、保護者の理解と関わりが非常に重要であると思われれます。一方で、保護者の中にはＳＮＳの危険性について十分な知識がない方や、スマートフォンのフィルタリング設定、家庭での利用ルールづくりの方法が分からない方も少なくないのではないかと考えます。

そこで改めてお尋ねいたします。小学生の約半数、また中学生の約９割がＳＮＳを利用している、この現状をどのように受け止めているのか、これがまず１点お伺いします。

そして、児童生徒のＳＮＳトラブルを未然に防ぐため、保護者への支援や啓発をさらに強化するため、保護者を中心としたＳＮＳ安全講習会の開催や、スマートフォンのフィルタリング設定に関する知識、また家庭での利用ルールづくりの啓発等、

この3点の取組を実施する必要があると考えますが、市教育委員会の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、SNS利用率の現状をどう受け止めているのかにつきまして、児童生徒が心身ともに発達の途上であり、衝動を抑える自制心や情報の真偽を見極める思考力がいまだ不十分な状態にあり、そのことが、いじめや犯罪被害といった学校生活の安全性が脅かされるトラブルが起きることを危惧しております。

児童生徒のSNSトラブルを未然に防ぐためには、地域や家庭環境にかかわらず、全ての児童生徒が一定水準の情報リテラシーを身につけられる支援と、保護者への啓発として不適切サイトへのブロックなど、セーフティネットの取組が必要であると考えております。

再質問の2点目、児童生徒のSNSトラブルを未然に防ぐため保護者への支援や啓発をさらに強化する取組についての3点に対する教育委員会の見解は、についてお答えいたします。

まず、保護者を対象としたSNS安全講習会の開催については、令和7年度において、生涯学習課所管の青少年を考える小学校区別合同懇談会を中学校区ごとに開催し、その中で、子供たちから見たネットの世界と声のかけ方と題した講演を行いました。

次に、スマートフォンのフィルタリング設定に関する周知につきましては、小中学校の夏休みや冬休みにおいて、児童生徒が規則正しい生活を送るための保護者向けのチェックシートを教育委員会で作成しておりますが、その中で、インターネット端末にはフィルタリングを設定したり、アプリや利用時間を制限できたりするペアレントコントロールという機能があることを知っている。（分からない人はぜひ調べてみてください）と設問を入れ、配布、周知しております。

最後に、家庭での利用ルールづくりの啓発への取組については、和歌山県教育委員会が保護者向けに作成したスマホやゲームと上手に付き合うために、「家庭でルールをつくりましょう！」と題した冊子を全保護者に配布し、スマホ依存による影響やゲーム障害について事例を示し、子供と保護者のルールづくりの啓発を行っております。

また、岩出市教育委員会が独自で作成し、全学年に配布している家庭学習の手引

「いわでのこ」では、家庭学習を進めるポイントとして、テレビ等の視聴、ゲームやスマホ等の使用はルールを決めてくださいと記述し、啓発に努めております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩 (10時13分)

再開 (10時28分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 議席番号10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、私からは、環境問題の制度活用と交流人口の増加施策について、一問一答形式にて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、環境施策における制度活用についてお伺いいたします。

本市の令和8年度当初予算で、総合体育館LED化改修事業として1億304万8,000円が計上され、また、令和7年度補正予算では、岩出中学校、岩出第二中学校、学校給食共同調理場、岩出地区公民館、岩出図書館など、合わせて2億円以上のLED化改修が進められる予定と聞いております。これらは2027年末までに水俣条例に基づき、一般照明用蛍光灯の製造、輸出入が禁止され、国内メーカーも順次生産を終了する影響による対応であると認識しています。

それとともに、CO₂排出削減につながる環境施策として重要な事業であり、評価するところであります。世界的には気候変動対策として、多くの国や地域でカーボンニュートラルの目標が掲げられました。カーボンニュートラルとは、排出するCO₂を削減や吸収などで相殺し、実質的にゼロにすることを指します。日本においても、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す方針が示されています。この流れの中で、国は自治体や企業の省エネ、再生可能エネルギーによるCO₂削減を経済的価値として活用できる仕組みとして、J-クレジットの制度を創設しました。制度の概要については、J-クレジット制度の参考資料を手元に配付させて

もらっています。

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用などによって削減されたCO₂排出量を国が認証し、クレジットとして取引できる制度です。この制度は、環境省、経済産業省、農林水産省の3省が連携して運営しており、自治体や各種団体が省エネ化によって削減したCO₂をクレジット化し、企業などへ販売することで新たな財源確保につながる可能性がある制度です。

懸念点として、J-クレジットの創出に当たって、削減量の算定や申請など、専門的な手続が必要であることから、自治体への事務負担やコスト面の課題もあると認識しております。しかし、この制度については、既に和歌山県下で、田辺市にて、公共施設のLED化によるCO₂削減量をJ-クレジットとして認証し、活用されている先行事例があり、金融機関や専門事業者と連携し、申請手続や販売などの実務を民間事業者が担う形で進めることで、市の負担軽減を図っているようです。

2027年末までに、本市の公共施設のLED化は進められると思いますが、その際に一定のCO₂削減効果が見込まれ、既に実施している省エネ事業による削減効果を活用するものであれば、新たな設備投資を伴うものではなく、環境価値を付加的に活用する制度として検討する余地もあるのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。本市において、公共施設のLED化によるCO₂削減量について、J-クレジット制度の認証を受け、企業への売却など、制度を活用することについて検討する考えはないか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員ご質問の1番目、環境問題の制度活用についての1点目、本市所有施設のLED化事業に伴い、CO₂削減の環境価値をJ-クレジットとして認証を受け、企業へ売却する考えは、についてお答えいたします。

J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入などによる温室効果ガス削減量を国が認証し、クレジットとして取引できる仕組みであり、脱炭素の取組を経済的価値として活用できる制度であります。本市でも公共施設のLED化を進めており、電力使用量の削減によるCO₂削減効果が期待されます。これは第5次岩出市地球温暖化対策実行計画の削減目標達成にも寄与する重要な取組です。こうした削減量をJ-クレジットとして活用することは、新たな財源確保や脱炭素化の見える化にもつながる有効な手段と考えられます。

しかし、現時点では、まず同計画に基づく削減目標の達成を優先する必要があります。

ます。また、制度活用には専門的な知識や知見が必要であり、現在実施している市町村の事例を見ると、手続を代行する業者に委託をしており、その費用も多大であると聞いております。さらに、今回のLED化事業の規模では、費用対効果の面で必ずしも有利とは言えないことから、現段階での活用予定はございません。

今後は、先行自治体の事例や公共施設のLED化等による削減効果を踏まえ、制度活用の可能性について研究してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 先ほど答弁でLED化については、クレジット量が少なく、費用対効果の面から、本市では活用しないとの考えは理解しました。一方で、J-クレジット制度は、設備更新などによるCO₂削減も対象となる制度であると認識しております。例えば、本市では、CO₂排出量を抑えたクリーンセンターの焼却炉改修も進められておりますが、こうした設備更新によるCO₂削減について、J-クレジット制度の対象となる可能性はないのか、また制度活用の余地について検討されたことがあるのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

クリーンセンターの焼却炉改修等の設備更新、これに対してJ-クレジットの対象となる制度の活用、考えたことあるかというご質問だと思います。クリーンセンターの基幹的改良設備工事、これは二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金という補助金を活用した事業で、CO₂の大幅な削減が見込まれます。しかしながら、当該事業で得られた削減効果をカーボンクレジットとして登録することは、この補助金要綱により認められていないため、J-クレジットの制度は活用できません。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 今後、本市で環境施策や省エネ事業を進める際に、環境対策だけでなく、財源確保の観点からも、J-クレジット制度の活用を選択肢の1つとして検討していく考えはあるか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

重ね重ねの答弁となって申し訳ございませんが、現在のところ、第5次岩出市地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組を優先に進めていく必要があるため、J-クレジットとして売却することで、目標達成が困難になると考えられることから、現時点では活用する考えはございません。

しかしながら、J-クレジットの活用は議員もおっしゃいましたように、新たな財源の1つと考えられますので、今後、現在実施している市町村の状況、それから制度、動向等を注視し、研究してまいります。

○玉田議長　これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員　次に、交流人口増加の施策についてお伺いいたします。

本市では、交流人口の拡大に向けた施策として、地域おこし協力隊の活用や、岩出駅前への観光案内所整備など、様々な事業を進めております。こうした施策は、本市の魅力を発信し、地域に関わる人を増やしていく上で重要であると評価しております。

一方で、全国的には人口減少や少子高齢化が進む中、地域社会をどのように維持していくのかが大きな課題となっております。とりわけ地方においては、人口減少が顕著であり、本県においても、人口減少や高齢化が進んでおります。その中で、本市は比較的人口が安定している地域ではありますが、将来を見据えれば、地域に関わる人を増やしていく施策は重要であると考えます。

こうした中で、総務省では、地域創生の観点から、移住者だけで地域を支えるのではなく、地域外から継続的に関わる人を増やしていく関係人口の創出、拡大を重要な施策として位置づけております。地域イベントへの参加や、副業、兼業、ワーケーションなどを通じて地域と関わる人を増やし、地域の担い手の裾野を広げていく施策が進められております。

さらに、現在、居住地とは別に、関係のある地域を登録する仕組みとして、ふるさと住民登録制度、いわゆるふるさと住民票の創設が国において検討されております。このふるさと住民登録制度について、総務省の資料を参考として手元に配付させてもらっています。この制度は、住民基本台帳に登録される正式な住民票とは異なり、現在住んでいる自治体とは別に、愛着のある地域や応援したい自治体に登録することで、その自治体から観光情報やイベント情報などを受け取ることができ、地域と継続的につながることを目的とした制度であります。

また、この制度について、和歌山県下の先行事例として、かつらぎ町では、ふるさと住民制度を創設し、町外に住んでいても、町に愛着を持つ人や応援したい人を対象に登録を行い、カードの発行やイベント情報の発信などを通じて、地域とのつながりを深める仕組みが導入されています。

一方で、本市においては、現在、LINEやInstagramなど、SNSを活用した情報発信が行われていると思います。これらは、広く情報を届ける手段として有効であると認識しておりますが、ふるさと住民登録制度は、不特定多数への情報発信とは異なり、本市に関心や愛着を持つ人に登録していただくことで、本市との継続的な関係を築いていく点に特徴があり、広報としての情報発信にとどまらず、本市を応援する人とのつながりを可視化し、関係人口を育てていく仕組みになるのではないかと考えております。

また、本年5月に岩出駅前に観光案内所が整備されると伺っておりますが、例えば観光案内所で、本市を訪れた方に制度を案内し、二次元コードなどを活用して、気軽に登録していただくことで、本市のファンとして継続的につながる仕組みをつくることも大切であります。登録者に対して、本市のイベントや観光情報、特産品の情報などを発信することで、再訪につなげ、地域行事への参加を促すことで、本市との関係をより深めていくことも期待できるのではないのでしょうか。こうした仕組みは、観光客を一度きりの来訪で終わらせるのではなく、関係人口として継続的につながる仕組みづくりにつながるものと考えます。

そこでお伺いたします。交流人口や関係人口の拡大を図る観点から、本市においても、ふるさと住民登録制度の導入について検討する考えはないか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畑議員ご質問の2番目、交流人口を増加するための施策として、ふるさと住民登録制度を導入する考えは、についてお答えします。

議員ご質問のふるさと住民登録制度は、来年度、国においてプラットフォームとなるシステムが構築される予定となっております。人口減少局面に転じている本市において、関係人口や交流人口の増加は非常に重要ですが、当該制度について詳細が明らかとなっておりますので、ふるさと住民登録の要件、登録者に対する行政サービスなどの詳細、プラットフォームとなるシステムの利用料の規模などが明らかになった時点で検討したいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 国の制度が現在検討段階であり、動向を注視していくという答弁は理解しました。一方で、先ほど紹介したように、かつらぎ町のように、自治体独自で類似の制度を導入している事例もあります。本市においても、地域おこし協力隊の活動や、LINE、InstagramなどのSNSによる情報発信、さらに整備予定の岩出駅前観光案内所など、交流人口の増加に向けた様々な施策に取り組まれているとは認識しています。こうした取組を生かしながら、観光などで訪れた交流人口を継続的に関わる関係人口へつなげていく仕組みづくりについて、本市としての考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畑議員の再質問にお答えします。

現在、本市では、交流人口の増加を目的に、市外の方に本市の魅力をお伝えする観光案内所を5月オープンに向け準備を進めております。今後は、根来地域を目的に来訪された方の対応だけでなく、市全体の周遊や消費につながる行動を後押しする役割を担います。また、この観光案内所を拠点に活動する地域おこし協力隊自らが収集した市内の情報を観光協会のSNSなどにより発信し、本市の情報に触れる機会を増やしてまいります。

併せて、観光案内所に訪れた方のみが触れられる情報を準備し、協力隊や地域の方々との関わりにより愛着を深めていただき、リピーターなど、関係人口へつなげるような取組も進めてまいります。

現在、本市で活用しているSNS、YouTubeやFacebook、LINE、Instagramについても、観光案内所と連携し、来訪者にも周知を図れるよう取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、井神慶久議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 6番、井神でございます。議長の許可を得ましたので、今回は、小中学生の指導について3点、一般質問させていただきます。

本来ならば、私のような古い考えの昭和の人間には、このような事柄は、学校でしていただくのはもちろんであります。家庭でするものと私は考える人間であります。

まず1番目として、小中学生の生徒指導についてお伺いたします。

近年、学力向上やICT教育など、注目される一方で、おはようございます、こんにちは、ありがとうございます、といった基本的な挨拶、また会釈やおじぎ、相手を気遣う言葉と基本的な礼儀が重要であることは言うまでもありません。挨拶は人と人のつながりの最も基本的な行為であり、社会性や思いやりを育てる第一歩であると考えます。学校での挨拶が、家庭や地域、さらに将来の社会生活にもつながっていく重要な要素であると考えております。

そこでお伺いたします。本市の小中学校において、挨拶や言葉遣い、相手を思いやる態度など、人としての礼儀についてどのような方針の下、生徒指導を行っているのでしょうか。

また2点目として、指導される先生の中でも、生徒の味方となるべく、ある程度の共通認識が必要になってくると考えますが、どうなっているのでしょうか。また、家庭、地域と連携した取組はどのように進めているのでしょうか、併せてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の1番目、小中学校における生徒指導についての1点目、挨拶等の基本的なマナー教育方針は、と2点目、先生の中での共通認識は、また家庭、地域と連携した取組は、について一括してお答えいたします。

挨拶などの基本的なマナーがなぜ必要なのかを円滑な人間関係を築くための社会に必要なスキルとして捉え、道徳や特別活動の授業の中で指導することを各学校で共通認識し、方針としております。

次に、家庭、地域と連携した取組は、については、各中学校の生徒会が主導となって、各小学校の児童会との合同清掃を定期的に行っており、そこには児童生徒のみならず教員、地域ボランティア、行政職員などが参加し、清掃中に擦れ違う方々と挨拶を交わしながら、時には、地域の方々からの感謝の言葉を受けるなど、子供たちは公共の精神や責任感を養い、社会に貢献する喜びの場となっております。

また、地域の方々や保護者など、登下校時の見守りをしてくださっている方々と挨拶を交わしたり、警察が推進する横断歩道でのサイン+サンクス運動の実践も子供たちに浸透してきております。このことは、挨拶などの基本的なマナー教育を含め、教育は学校がするものという固定概念を打破し、家庭、地域がそれぞれの当事者意識を持って取り組む重要性を示唆するものと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

商業施設や駅前など、小中学生が集まる状況への対応についてお伺いいたします。

商業施設や駅前は、不特定多数の人が利用する公共性の高い場所であります。通行の妨げや騒音などについて、市民の方から不安や苦情の声が寄せられていることがあります。こうした行動は、非行の芽を早期に摘むという観点からも、適切な指導が必要であると考えます。私は、地元住民として、駅前の状況をふだんから見えております中で、できる限り声かけを行おうとしておりますが、大勢で集まって騒いでいるところの中では、ちゅうちょしてしまうところもあるのが実情であります。

以前に、駅前の横断歩道の上で道を半分ぐらい占領して座り込み、わいわい話しているのを見かけたことがあります。七、八人の制服のまま、どこかの中学校か分かりましたが、すぐに帰るのかと思っておりましたが、短いときもありますが、長いときには40分ぐらいいたこともありました。事故にならないかと心配しておりましたが、歩行者や車が避けてくれて何事もなく済んでおります。近年は、見ていますと、このように集まってくることはないの、落ち着いているのかと思っております。

また、子供たちに悪意がない場合であっても、公共の場での振る舞いについては、社会の一員としての一般常識を養っていく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。商業施設や駅前などで集まる小中学生に対し、学校としてはどのような指導を行っているのでしょうか。

また2点目として、警察、青少年センター、地域の見守り活動など、関係機関との連携体制はどのようになっているのか、お聞かせください。

生徒指導に当たっては、頭ごなしに注意するのではなく、難しい問題だと思いま

すが、子供たちのために指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の2番目、商業施設や駅前などに小中学生が集まっている状況への対応について、1点目と2点目を一括してお答えいたします。

各学校に確認したところ、商業施設における迷惑行為の類いに値する苦情は、最近、認識していないと聞いております。駅前につきましては、駐輪場に置いて、中学生や高校生が集まっている場合には教員が声かけを行い、駅利用者や周辺地域の方々に迷惑をかけることがないように指導を行っております。

次に、警察、青少年センター等、関係機関との連携体制についてですが、夜間や休日の問題行動についての補導・指導は警察が担うこととなります。長期休業中は生徒指導担当教員と青少年センター職員、派遣の警察官、合同で夜間巡回をする日も設けております。青少年補導委員会においても、夜間補導2回を含む年間18回の合同街頭補導を実施しております。また、青少年センターでは、学校、警察などの関係機関、団体との連携を図りながら、青少年の補導及び啓発による非行防止対策に努めるとともに、青少年やその保護者が日常生活で抱える悩みや問題への相談対応など、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組んでおります。

問題行動を起こす児童生徒に対し、学校が毅然とした態度で指導を行うことは極めて重要であると考えております。しかしながら、その指導が学校のみ依存する考えは、教育基本法第10条に定める、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するとの規定に反するとも思われます。児童生徒の基本的な生活習慣の確立は、まずは各家庭において行われるべきものです。議員におかれましても、学校の指導に対するご理解とご協力、またご支援をお願いいたします。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 次に、3番目の質問に入ります。

この質問は、以前、令和7年度第3回定例会9月議会において尾和議員から、そ

の前には、令和6年度第4回定例会12月議会において市来議員からも一般質問されていますが、あえて私がさせていただきます。

令和8年4月施行予定の道路交通法改正に伴う自転車利用に関する罰則強化と、本市における小中学生への交通安全教育についてお尋ねいたします。

近年、ながらスマホやイヤホンの普及等による自転車が関係する交通事故は後を絶たず、重大事故につながるケースも全国的に増加しております。このような状況を受け、道路交通法が改正され、令和8年4月から自転車の交通違反に対する取締り及び罰則が強化されることとなりました。改正の主な内容としては信号無視や一時停止、ながらスマホ運転、酒気帯び運転、並進禁止違反などの危険行為に対し、いわゆる青切符による反則金制度が16歳以上の対象に導入されること、また悪質、危険な違反に対しては刑事罰の対象ともなることなどが掲げられております。

これまで自転車は軽車両と位置づけられておりましたが、こうした違反行為は、もともと以前からしてはならないことではありましたが、利用者の法令遵守意識は必ずしも十分とは言えず、特に通学時間帯におけるヒヤリ・ハット事例が耳にすることもございます。

本市におきましても、多くの小中学生が日常的に自転車を利用しております。法改正により罰則が強化される中、子供たちの違反者としての取締りの対象にはなりません。対象となる前に十分な理解と正しい知識を身につけさせることが何より重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目として、本市の小中学校において、現在どのような自転車安全教育を行っているのか、交通ルールの指導内容、実施頻度、警察等との連携状況について、お教えてください。

2点目として、令和8年4月施行の道路交通改正法の具体的な内容について、学校現場ではどのように周知し、児童生徒に理解させているのか、お考えをお聞かせください。交通事故は一瞬で子供たちの未来を奪うものであります。罰則強化は抑止力として一定の効果が期待されますが、本来、目指すべきは取締りではなく、事故の未然防止であります。未来を担う子供たちの命を守るため、教育委員会としての積極的な取組が必要であると考えますので、よろしくお願いたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の3番目、小中学校における交通安全教育についての1点目、本市の小中学校においてどのような自転車の交通安全教育が行われている

のか、についてお答えいたします。

各小中学校では、教育計画の中に安全教育と位置づけ、学校安全計画を作成しております。その中に交通安全教室と称し、岩出警察署の協力を得て、道路の歩き方や自転車の乗り方についてのルールやマナーを学ぶ機会を毎年設けております。ヘルメットの着用についてだけでなく、中学校においては、特に自転車安全利用5則と、自転車の指導取締りや具体的な違反行為についても、動画を視聴しながら講話いただいております。

次に2点目、令和8年4月施行の道路交通法改正について、小中学校ではどのように周知し、子供たちに理解させていくのか、についてお答えいたします。

中学校では、岩出警察署の交通安全教室だけではなく、学級または学年単位や部活動単位でも自転車のルールが厳しくなっていくことについて指導を行っております。16歳未満は青切符の対象にはなりません。交通違反の認知があった場合は、警察による指導警告があることも指導内容に含めております。小学校においては、罰則規定の内容よりも、ヘルメットをかぶることも含め、自転車に乗るときのルールであるということを徹底して指導しております。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の3番目の質問を終わります。

以上で、井神慶久議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、高齢者のスポーツ施設についてであります。

高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防の取組がますます重要になっています。特に日常的に体を動かすことは、健康寿命の延伸にもつながり、高齢者同士の交流や生きがいづくりの面からも大切な取組であると考えます。市にはパークゴルフ場が整備されており、実際に利用された方からは、初めてやってみるととっても楽しい、体を動かしながら、またおしゃべりもできるので、大変夢中になるという声も聞きました。

私も、パークゴルフを昨年開催された岩出市長杯で初めて参加をいたしました。

体験をさせていただきましたが、私のほうは初心者ですので、たくさん歩きました。歩くだけでなく、一緒に回ってくれた方々から、いろいろと教えていただいたり、お話をすることになり、自然に会話が生まれ、本当に楽しみながらできたということが印象としてあります。

そして、私が思ったのは、特に男性の利用者が多く見られたということです。一般的に、高齢の男性は地域活動への参加が少なく、退職後に家に籠もりがちになるという課題も指摘されています。

このように体を動かすことと交流の両方につながる活動は、高齢者の健康づくりの面からも、居場所づくりや社会参加の面でも大きな意義があると考えます。パークゴルフ場の利用状況については、朝の時間帯の利用が多い一方で、昼間には比較的に余裕のある時間帯もあると聞いています。こうした施設をより多くの高齢者に活用していただくことは、健康づくりや介護予防の観点からも重要ではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。岩出市パークゴルフ場の利用状況について、市はどのように把握しているのか。また、利用者の年齢層について、どのような状況となっているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、高齢者福祉の観点からパークゴルフ場の利用促進への考えについて、市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の1番目、高齢者のスポーツ施設についての1点目、施設利用状況と年齢層についてお答えいたします。

いきいき広場の利用状況につきましては、令和6年8月のオープンから3月末までの8か月間で、利用者数は3,207人、令和7年度は2月末時点の11か月間で5,958人となっており、前年より月平均で90人程度上回っております。年齢層の内訳では、65歳以上の高齢者が全体の約80%を占め、本施設が市民の健康増進と高齢者の生きがいづくり、世代間の交流の場として広く定着していると考えております。

定例コンペや市長杯、世代間交流キャンペーンなどを企画し、引き続き高齢者が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の2点目、高齢者福祉における施設利用促進への考えは、についてお答えいたします。

高齢者にとって、運動は健康の維持増進に重要な役割を果たすものです。生活習慣病の予防や介護予防につながるだけでなく、スポーツを通じて人と交流する機会が生まれることで、社会的なつながりの維持や生きがいの創出にも寄与するものがございます。

介護予防事業の参加者は、先ほど議員言われたとおり、女性が大半を占めるのに対し、パークゴルフの利用は、比較的男性が多いと聞いております。このことから、パークゴルフは男性高齢者にとって、介護予防や健康づくりに加え、交流の場としても有効であると考えられます。

今後もチラシの配布や健康づくりの一環として、パークゴルフを紹介するなど、いきいき広場の利用促進に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 パークゴルフ場の利用状況については理解をいたしました。そして、高齢者の健康づくりや介護予防の重要性についても、市としても認識しているという形で一緒だと思うんですね、考え方としては。

そうであれば、パークゴルフ場は単なるスポーツ施設というだけではなく、やはり高齢者の健康づくりの場としても大きな役割を持っているということです。ということで、先ほどはチラシだったりとか、利用促進を促すための、もう一步踏み込んだ促進方法を私は展開するべきだと考えているんですが、周知徹底だけではなく、もっとさらに利用促進をするための施策として何か考えがあるのか、についてお聞かせください。

そして、先ほど答弁されたのは、まず1点目の利用に関しては、教育の所管が答弁されました。高齢者の関係では、高齢者のパークゴルフについては福祉課のほうを担当として答えられてます。私は、ここでは、まず教育部と福祉部、それぞれが連携を取れる形になっているのか。教育の所管としてもいろんな大会だったり、そうした形で利用促進をそれぞれ高めていくというふうにおっしゃっていますが、それぞれの関係部署も含めて、しっかりと連携が取られているのかどうかということを知りたいというのと、今後どのようにしていくのかということをお聞かせください。

これから高齢化、さらに進む中で、高齢者が元気に暮らし続けることは、自治体にとっても大きな課題となります。家に閉じ籠もるだけではなく、外に出て体を動かし、人と交流する、そのような環境を地域の中に広げていくことが大切ではない

でしょうか。スポーツ施設もそのような場の1つとして、高齢者の健康づくりだけでなく、男性高齢者の居場所づくりという面でも大きな役割を果たす可能性があると感じます。

そこで、最後に市長にお聞きをいたします。高齢者が元気に暮らし続けるまちづくりの観点から、スポーツ施設の活用について、市長はどのように考えておられるのか、市長の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会との連携ということですが、どのように今後していくのかということについてであったと思うんですけども、生涯学習課ですね、いきいき広場の指定管理者と情報交換に努め、高齢者イベント等でのチラシを配布するなど、連携を現在は行っているところです。今後も、生涯学習課や指定管理者と連携を図って、高齢者がスポーツ活動を通じて心身ともに生き生きと過ごせるよう、いろいろな場面で、今後話を進めて支援していきたいと考えております。

○玉田議長 市長。

○中芝市長 市来議員のご質問にお答えをいたします。

いきいき広場につきましては、高齢者の健康増進や介護予防、さらに生きがいづくりの拠点として重要な役割を担う施設であると認識をしております。高齢化がますます進展する中、本施設を活用し、パークゴルフをはじめとするスポーツ活動の機会の充実を図るとともに、高齢者同士の交流や世代間交流、地域とのつながりを強化するための市長杯などのイベントを実施しています。

今後もより多くの高齢者に利用していただけるよう、イベントの実施や、利用しやすい環境づくりに努め、高齢者が住み慣れた地域で、元気に生き生きと暮らし続けるまちづくりにつなげてまいりますので、先生も、ひとつご参加のほどよろしくお願いをいたします。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、安心して赤ちゃんを産める環境づくりについてであり

ます。

出産を経験された方からは、うれしさと同時に、不安も大きかったという声をよく聞きます。新しい命が誕生することは、家族にとっても地域にとっても大きな喜びですが、その一方で、出産には大きな不安や負担が伴うことも事実です。出産は病気ではないと言われますが、女性にとっては命がけの出来事でもあります。特に初めての出産では、出産の痛みに対する不安を感じる方も少なくありません。出産を迎える方が安心してそのときを迎えられる環境を整えていくことが、これからの社会にとって大切ではないでしょうか。

少子化が進む中で、安心して子供を産み育てることができる環境を整えることは、自治体にとっても重要な課題となっています。そのような中で、近年、その痛みを軽減することで痛みを和らげる方法として、無痛分娩を希望する妊婦も増えており、出産方法の選択肢の1つとして関心が高まっています。

無痛分娩は、出産時の痛みを軽減することで、母体の負担を和らげ、不安の軽減にもつながります。しかし、無痛分娩は保険適用外であり、費用負担が大きいことや、対応している医療機関が限られているなどの課題もあります。安心して赤ちゃんを産める環境づくりを進めるためには、出産に関する選択肢や支援についても考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きをいたします。市における出産の現状について、年間の出産件数はどのようになっているのか。また、そのうち無痛分娩で出産した件数や状況について、市はどのように把握しているのか、お伺いします。

2つ目は、無痛分娩に対応している医療機関について、近隣地域にはどの程度あるのか、市として把握しているのか、お伺いします。

3つ目は、無痛分娩は、通常の出産より費用が高くなる場合もあり、希望する選択ができない方もいます。希望する妊婦の負担軽減のため、無痛分娩に対する助成制度についての市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、安心して赤ちゃんを産める環境づくりについて、にお答えいたします。

まず、1点目の本市の出産の現状については、令和7年4月から2月末までの妊娠届出数は304件であり、赤ちゃん訪問の対象者数は282人です。岩出市民の無痛分娩の件数については、令和7年4月から令和8年1月末までの赤ちゃん訪問で把握

しておりますのは277人中30人で、10.8%でございます。

次に、2点目の無痛分娩に対応している医療機関は近隣にどれぐらいあるのか、についてですが、近隣8医療機関中4か所の医療機関が無痛分娩に対応しております。

続いて、3点目の無痛分娩に対する助成支援制度の考えは、についてでございますが、無痛分娩は、出産時の痛みを和らげるための医療行為であり、完全に無痛になるわけではなく、体の感覚が残るように、麻酔が調整されております。痛みが軽減されたり、母体の体力の温存などのメリットはありますが、血圧低下や頭痛、吐き気、排尿障害が起きたりする副作用などのデメリットもございます。母体にリスクがあることを踏まえると、現在のところ助成する考えはございません。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 医療機関の状況と、そして普通分娩で行っているか、無痛分娩で行っているかについても、訪問時に調査をしているという形でした。医療機関においては、8医療機関中4医療機関で行っているということです。私はちゃんとしっかりと実態を知っているというところでは大変評価をしたいと思うんですが、ただ、無痛分娩については、先ほども言ったように、費用がかかってしまう。言うたら諦めている方もいらっしゃるかもしれません。もちろん余裕があれば、こっちの無痛分娩を希望されて、当然こちらのほうで分娩をしていくという形になるかと思いますが、お金の面で、やっぱりできないということも、ある意味、あると思うんですね。

そうしたことを考えると、やはり私はお金のあるなしで選べるというのではなく、希望する人が出産を無痛分娩でもできるようにすることが必要ではないかというふうに考えています。この部分について、もう一度、やっぱり保険適用外になってしまっているんで、お金のあるなしで選べないというのがあるということについて、行政としてどう考えているのかという点を再質問でさせていただきたいと思います。

以上です。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

お金があるかないかで無痛分娩、分娩しないということを選択することもあるということで、助成をしたほうがいいのではないかというようなことやったと思うんですけども。先ほど、私、母体にリスクがあることを踏まえると、助成の考えはな

いと言いました。厚生労働省のほうでも、無痛分娩についてどういう支援していくかということについて考えられておられて、妊娠、出産、産後における妊婦等に関する検討会ということにおいて、無痛分娩について議論されてございます。その中で、あるべき支援の方向性についてということで、意見の中では、麻酔を実施する医師の確保、ちょっと不足しているという地域もあるということで、それとか安全で質の高い無痛分娩の提供体制の確保、それから無痛分娩のリスクやデメリットを考慮した上で、妊婦が選択を行えるように、まずは無痛分娩に対する正しい理解含めること、こういうことがまず必要であるという意見がされております。

また、無痛分娩の助成を行っている自治体は、東京都ほか千葉県、群馬県などの5市町のみでございます。このようなことも勘案して、現在のところ、岩出市では助成する考えはございませんが、妊婦さんからの相談に真摯に寄り添い、対応する中で、無痛分娩のニーズをちゃんと把握して、無痛分娩のメリット・デメリットについても丁寧に説明してまいります。

以上です。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 防災への備えの充実を目指すということで、質問を行いたいと思います。

近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が頻発しており、自治体の防災体制の強化がこれまで以上に求められております。住民の命と生活を守るためには、平時からの具体的な備えが重要です。

そこで、市の防災体制について質問をいたします。まず、避難所及び福祉避難所についてです。災害時には、高齢者や障害のある方など、配慮を必要とする方への支援体制を整えることが重要になります。また、多くの方々が、まず一時避難所として、たくさんの方が避難をされると思います。避難所及び福祉避難所ごとの個別運営計画というのは、岩出市としてしっかりと策定をされているのか。こちらをお伺いしたいと思います。

次に、大規模災害時の支援部隊の受入れについてであります。

大規模地震などが発生した場合、医療支援チームであるAMDA保健医療を中心とした人道支援法活動を行う団体やDMAT、災害発生直後から活動できる専門的

な訓練を受けた医療チーム、また自衛隊など、多くの外部支援が入ることも想定されます。その際、活動拠点となる場所の確保が重要となりますが、市として、これらの支援部隊の受入場所としてはどの施設を想定しているのか、お伺いをいたします。

3点目は、備蓄物資についてです。

備蓄物資は、災害時に迅速に避難所へ搬送し、被災者へ届ける体制が重要です。市では備蓄物資については、各避難所や備蓄物資を整えている場所もありますが、搬送や配布について、どのような体制を想定しているのか。また、方法についてお伺いをいたします。

4点目は、地域防災の担い手についてであります。

地域防災力を高めるためには、地域の担い手の育成が重要です。日本防災士機構が認証する防災士の部分で、予算委員会等で岩出市にはどれぐらいいるのかという質疑に対して、人数はつかんでいないというふうにおっしゃっていました。しかしながら、認証する防災士の登録制度を今整えている自治体が多くなってきています。そうした登録制度の導入について、岩出市の考えをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員、3番目のご質問、防災への備え、充実強化を目指して、についてお答えいたします。

市では、災害時の逃げ後れ者ゼロを目標に、行政、区自治会、消防団、自主防災組織、災害対応プロジェクトチーム、医師会、那賀病院ほか、医療関係機関等と連携を強化し、地域全体で災害に備える体制づくりを進めております。

1点目、避難所、福祉避難所の個別計画の策定は、について、それぞれの個別における計画として、避難所においては、災害時における避難所運営の円滑化を図るため、避難所における運営体制や役割分担を定めた避難所運営マニュアルや、それに付随するものとして、総合保健福祉センターや小中学校における岩出市避難所開設初動マニュアルを定めております。また、福祉避難所については、あらかじめ障害特性ごとに避難所を定めております。

2点目、大規模災害時のAMD A、DMA T、自衛隊等の派遣受入場所の想定はどこか、についてお答えします。

大規模災害時におきまして、自衛隊やDMA Tなどの県外からの広域的な支援が想定されることから、本市では、地域防災計画に基づき、活動拠点となる場所の確

保をしまいであります。具体的な想定といたしまして、自衛隊については、若もの広場や市民総合体育館駐車場など一定の広さを有する場所を、被災状況の変化に応じ、活動拠点とし、DMAT等の医療支援チームについては、総合保健福祉センターの活用を想定しております。また、令和8年度当初予算にも計上しております災害対策活動拠点整備事業においても、応援職員等が活動できる拠点としての機能を有する予定であります。

3点目、備蓄の搬送方法は考えているのか、についてお答えします。

災害時の物資の搬送方法について、まずは避難所に備えている備蓄品を活用し、次に状況に応じて、市の備蓄倉庫などから指定避難場所に搬送することを基本としております。また、搬送については、市職員並びに協定締結事業者の協力を得ながら、対応することとしております。

4点目、防災士登録制度の導入についてお答えいたします。

地域の防災力向上を図る上で、防災に関する知識や技能を有する人材の存在は、大変重要であると認識しております。その中で防災士の方々につきましては、それぞれの地域や職場、自主防災組織などで主体的に防災活動に取り組まれており、市民をはじめとする方々の防災意識の向上などに幅広く寄与されているものと考えております。市といたしましては、防災士の方々の活動は、地域の自主的な取組として広がっていくことが望ましいと考えており、現時点において、市が登録制度を設けて管理する仕組みの導入は考えておりません。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、個別計画についてであります。例えば、福祉避難所等々であれば、それぞれが来られるという形で、多分決めてあると思うんですが、中でも、あいあいセンター等々では、例えば、障害だったりに合わせた、例えば部屋分担、部屋の役割、部屋それぞれですね、そうしたようなマニュアルというのもちろんとつくってあるのかどうかについて聞きたいと思えます。

受入体制についてであります。受入場所というのは想定されているとは、今さっきお伺いしたんですが、インフラの確保というのは万全になっているのかという点が大変重要になってくると思えます。その点はどうか。例えば、若もの広場で多くの受入体制ができる部分には、インフラがしっかり整えてあるのかどうか、この点をお聞かせください。

備蓄問題です。職員等々が各ところに搬送するというような形になっています。

1つ言いたいのが、避難所では、例えば粉ミルク等々も、もちろん独自で用意されてる市民の方もいらっしゃいますが、やっぱり備蓄の中にもミルクが入っています。ところが、このミルクというのは、岩出市の場合、乳幼児の粉ミルクというのは、備蓄が1か所にしか置かれておりません。災害時には道路の寸断なども考えられ、1か所の備蓄では必要な避難所に届かないという可能性もあります。乳児を抱える家庭にとっても、ミルクは命に直結するものです。

そこで、乳幼児のミルク等々に含め、乳幼児向けの物資の備蓄って、分散する考えはないのかという点です。その点をまずお聞かせください。

そして、日頃から避難訓練等々で、こういうような訓練として職員がやっているのかという点です。災害はいつ起こるか分かりませんが、想定外のことが起こる可能性がある。そうしたところからいっていると、やっぱり訓練というのが大変重要になってきます。

そうした中では、住民に対する避難訓練を年に1回やっておられますが、市の中で、市の職員の中でも、しっかりとしたそうした訓練をしながら備えていることができるのか。この点について、どのようになっているか、お聞かせください。

そして、防災士の登録の問題です。私が、なぜこの登録制度を設けたらいいのではないかというふうに質問したのかというのは、市内で、日本防災士機構が認定する防災士を守っておられる方がいらっしゃったんですが、やはりその方々が言っているのは、もちろん地域で自主的にいろんな活動をしていくというのは、当然だけでも、しかしながら、自分たちが知り得たいろんな情報だったり、勉強してきたものをもっともっと自分たちの立場からも住民に対して、広くいろんなことを一緒になって考えることができる、またお伝えすることができるというふうにおっしゃってたんです。

私が考えたのは、市の職員さんだけでは、到底いろんな形で災害が起こったときに対応するというのは大変難しい問題になってきます。そうした中で、自主的にこの防災士さんももちろん動いていただきますけど、一緒になって、住民の中に入って、いろんな活動をしてくれるという役割という点では、非常に注目できる点だと思うんです。

そうしたことを管理、先ほど言うてたのね、管理が難しいというふうに言ったんですよ。管理しようとするから難しいと思うんですよ。そういう管理というのではなく、登録をするかどうかは防災士さん本人次第です。でも、一緒になって、住民と同じような立場で、自分たちが知り得た情報、また教えていただいた内容、それ

を伝えながら、同じように、市民と一緒に防災への備え、また例えば本当に震災起こったときに、一緒に活動できる、そうした力が出てくるのではないかと。そうした意味でも、登録をしながら、職員と一緒に、やっぱり住民を守るという点で、一緒に活動できるような形をつくっていくということが必要ではないかと。

管理するというような形になるから、どうしても難しいんであって、あくまでも自主的に動いてもらうのは当然ですけど、そうした意味で、協力を求める、こういった活動と一緒に頑張ってもらえるようにならないのかという点があるんで、登録制度を設けるべきではないかと考えますので、それについてもご答弁をいただきたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

4点ばかりだったと思うんですが、まず避難所の運営のマニュアルのですね、例えば、あいあいセンターであれば、障害区分ごとで、それぞれの部屋の割り振りができているかというようなご質問やったと思います。こちらにつきましては、避難所へは様々な配慮が必要な方が避難してこられることになります。状況に応じて対応してまいりますので、要配慮者の受入可能な避難所、それから支援体制、詳細については課題と考えております。今現在のところ、詳細まではちょっとできていない部分がございますので、今後、福祉避難所の所管課を中心に検討してまいります。

それから、自衛隊等の受入れに関して、インフラの確保はできているかという形であります。議員も先ほどおっしゃいました災害においてどういう状況が発生するかというのは、起きてみないと分からないというところがございます。申しましたように、若もの広場であったり総合体育館の駐車場であれば、電気が通っていれば使えるんですけども、万が一電気が届かないこともあるかとは思いますが。ただ、来ていただく自衛隊は、その分、全くインフラがなくても動いていただけるような組織になっておりますので、その辺は使えるのであれば、うちの設備を使っただきたいですし、使えない状況でも動いていただけるというふうに考えております。

それから、備蓄品の粉ミルクの関係でございます。今、あいあいセンターのほうに集中して保管しているというところがございますが、備品の粉ミルクにつきましては、あいあいセンターの施設の特性から、小さな子供の避難を想定して、哺乳瓶も併せて保管していることから、まとめたの備蓄となっておりますけども、平成8

年度建設予定の災害対策活動拠点を含めまして、今後、分散備蓄を検討してまいります。

それから、防災訓練の中で、職員の訓練もやっているのかというところなんですけども、一般の方には見えにくいところはあるんですけども、防災訓練当日は、災害対策本部をつくりまして、職員の動きも全て、災害が起こったときにどう動くかということをやっております。物品の搬送、こちらにつきましても、担当となる職員が物品を搬送して、そういう訓練も行っております。

それから、最後の防災士に関しましてです。防災士の登録制度の導入については、今現在のところ考えておりません。ただ、議員おっしゃるように、地域の防災力の向上に防災士の方々の力、重要であると認識しておりますので、今後、勉強してまいりたいと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 福祉避難所で、状況に応じていろんな形で対応していくということで、今現在で、詳細が課題となっているというふうな形でおっしゃったんですが、これというのは、やっぱりなかなか難しいもんなんですか。

今、個別に対しては、しっかりといろんな形で対応していると思うんです。個別計画等、立てていると思うんですが、避難所の中での避難所のどういうふうな形でのパーティション、役割、こういうをつくるのというのは難しい、課題がある。その課題とは何なのかという点、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、防災士、勉強させていただくということなんですけど、あまり難しく考えなくていいと思うんですが、隣の泉南市もやっていますよ、大阪のね。泉南市も防災士募集されておりました、登録しませんかという形でね。やっぱりそれは一緒になって市民の皆さんとともに、市役所の職員だけではできない活動も、そうした防災士として持つておられる方々の協力を得ながら、どうやって災害を取り組むことができるのか。また、災害が実際起こったときにどうするのかという観点で、登録制度をしっかりとやっているところも増えてきています。そうした状況をしっかりと早くつかんでいただいた上で、登録制度を実現していただきたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

まず、福祉避難所のところで、詳細は課題となっていると、私のほうお答えした

ところ、それ難しいことか、課題とは何かというご質問やったと思います。実際、詳細について、まだ具体的にはできていないというのが実際のところでございます。ですので、先進地の事例を見ながら、今後検討してまいりたいということで、課題となっているというふうに申し上げました。

それと防災士についてです。防災士につきましては、近隣の泉南市さんでも、そういう登録制度があるということでございました。防災士さん、防災士の資格というのは、ご承知のとおり、講習中心の民間資格ということで、実務経験とかも特に必須ではないというところがございます。知識、経験にもばらつきもございます。それから、現在、我々が進めておりますような防災の中では、自主防災組織、それから消防団、自治会、こういう地元の方との役割を担っていただいている方と、その役割が重複して、地域内での調整、こういうのも必要になってくるかというところがございます。

また、場合によっては、行政の意見、要望、これが増える可能性がございます。これ自体は非常に貴重なことなんですけども、その調整とか説明に、行政側の負担が増えるということも想定されます。ですので、様々な問題点も含んでいるということもありまして、勉強させていただきたいということでございます。

○玉田議長　これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　4つ目の質問は、学用品などの保護者負担軽減についてであります。

物価高騰が続く中、子育て世帯の家計は大変厳しくなっています。保護者からは、入学準備に数万円かかり大変という声も聞かれます。義務教育は無償とされていますが、実際には、教材費や学用品、体操服、修学旅行費など、保護者が負担する費用は決して小さくありません。教育は全ての子供に平等に保障されるべきものです。学用品などの保護者負担の軽減について、今回質問いたします。

この問題は国会でも取り上げられています。日本共産党の吉良佳子参議院議員は、国会で学用品などの費用が、小学校で年間およそ8万円、中学校では15万円程度になるものとして、保護者負担の軽減を求めています。憲法第26条では、義務教育は無償とすることが定められています。この理念から見ても、学用品などの保護者負担の軽減は重要な課題であると考えます。

そこで質問します。まず、学用品や教材費などについて、現在、本市が行っている保護者負担軽減のための対策や対応はあるのか、お伺いをいたします。

2点目は、教材費について、児童生徒1人当たり年間幾ら徴収しているのか。また、修学旅行費について、児童生徒1人当たりのどの程度の負担となっているのか、お伺いをいたします。

3つ目は、補助教材や学用品などに係る保護者負担の軽減について、市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の4番目のご質問、学用品などの保護者負担の軽減についての1点目、現在、市が行っている対策、対応はあるのか、についてですが、市では、小学校から高校生までの子供を持つ生活保護世帯に対し、扶助費として、入学準備金、教材費、学級費、給食費、学習支援費、通学交通費について、その一部または全部を支給してございます。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の4番目、教育委員会関係についてお答えいたします。

まず1点目、現在、市が行っている対策、対応についてですが、教育部所管部分につきましては、公立の小中学校に通学するお子さんのいる家庭で、経済的な理由で援助が必要な岩出市在住の保護者負担軽減として、就学援助制度により、学用品や校外活動費等の費用の一部を援助しております。

次に2点目、教材費は、児童生徒1人当たり幾ら徴収しているか、また修学旅行費は児童生徒、幾らかについてお答えします。

各小中学校の学級費の年間徴収額ですが、各学校、学年により差がございしますが、小学校で1万円から2万円、これには遠足や社会見学のバス代等も含まれております。中学校では、学年問わずに3万円から3万7,000円となっております。修学旅行費については、小学校で2万5,000円から2万9,500円、中学校で約7万円となっております。

次に2点目、補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減の考えは、についてですが、教育委員会では1人1台端末の導入に合わせて、令和2年度よりタブレットドリルを導入しております。このタブレットドリルも、より使い勝手のよいものをと、更新時期に合わせて選択しております。令和8年度からも教科を増やして、また小中学校どの学年の内容でも取り組めるものを導入する予定です。従来の紙の漢字・計算ドリルに代わるものと考えており、保護者負担の軽減につながると思われれます。また、徐々にではありますが、パソコンを使った授業の頻度が増えること

により、鉛筆やノートにかかる費用も削減されていくものと考えております。

各学校に対しては、補助教材を購入する際は、できるだけ保護者負担の軽減となるよう、学校長の指導の下、学校で方針を定め、必要性や学習効果を吟味して選択するよう通知を発出して指導をしております。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 岩出市として、今、対応はどのような形で軽減策として行っているのかという形については、生活保護世帯、または就学援助ですね、その方たちに対しては対応しているということでした。低所得者世帯への限定的なこれは支援だと思っております。多くの子育て世代が対象外となっているのが実態です。つまり、いわゆる普通の家庭においても学用品、教材費の負担というのが、物価高騰の影響で大変重くのしかかってきているというのは、実際にたくさんの保護者の方からもよく声を耳にします。

保護者負担を軽減する観点から、学用品や学校で使用する物品の在り方について、小学校では、算数セット、裁縫セット、絵の具セット、習字道具など、様々な教材を保護者が購入しておりますが、こうした状況を踏まえて、国は、自治体に対し、教材について、保護者負担が過重にならないよう配慮することや、教材の精選、共有費、共有化、学校備品としての整備など、負担軽減に向けた取組を進めるように求めています。

しかし、現状では多くの保護者が購入となっているのが実態です。そこで、算数セットや、裁縫セットなどの学用品について、保護者負担の実態をどのように把握しているのか。また、市として、教材費の公費化、学用品の備品化や修学旅行費の補助、拡充など、一步踏み込んだ負担軽減に取り組む考えはないのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

市内の小学校では、電卓やそろばん、それからカッター、それから植物を育てるための土などを学校備品化しております。中学校では、カッターや彫刻刀、理科の実験用のゴーグルなども備品化しております。また、小学校1校、中学校2校では、制服や体操服のリユース、こちらも行っております。今後も学校にヒアリングを実施し、備品化できるものはないか、検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 最後なんです、文科省もこうやって保護者の負担軽減の視点から、教材の在り方を見直す必要性は示してきました。憲法第26条では、義務教育は無償とすることが定められています。しかし、現実にはいろいろなものが、費用負担というのが保護者の負担となっています。この問題は、単なる費用の問題ではなく、教育の公平性そのものに関わる重要な課題です。義務教育において、保護者負担に依存している現在の仕組みについて、教育長はどのように認識しているのか、お聞かせください。

私としては、先ほどから検討していくというふうな形になりますが、さらにもう一步踏み込んだ形で備品化、教材費の公費化や学用品の備品化、修学旅行費の補助拡充、そうしたものを進めるような形で求めていきたいと思っておりますので、それについても、教育長の積極的な答弁を求めたいと思っております。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市來議員の再々質問について、お答えいたします。

保護者負担の軽減の件ですが、確かに、保護者の皆様方に経済的な負担を強いているというか、今現状はそういう状況になっていることは把握しております。ただ、市といたしましては、これまでもバランスの取れた行財政を第一義に、その時代時代に合った施策、事業を精選して実施しておるところでございます。

例えば、学校給食が国や県の無償化になったということは、本来実施すべきところが実施するという、今までの本市の考え方が正しかったということを示すものであるというふうに認識しておりますし、確かに、教材費等は無償化あるいは補助するということは、保護者負担の軽減につながるというふうには思いますが、例えば、修学旅行費を完全無償化するというようなことになりましたと、小学校で、来年だと6年生が500人程度、中学校で400人、3年生おります。先ほど教育部長の答弁にもございましたが、修学旅行費、中学校で7万、小学校で2万5,000円からということになってましたので、年間で言いますと、全て無償化すれば約4,000万かかることとなります。

こういった財源が必要ということになりますので、そういった財源の面から見て、先ほどもありましたけど、物価高騰だからといって、一度無償化してしまう、無償化事業というのを始めてしまいますと、例えば物価高が収まったからやめるという

いると認識しております。この課題は、市民の関心事項と考えておりますし、また、とても大切なことだと感じておりますので、誠意あるご答弁をしていただきたいと思います。

それでは、岩出市の投票の状況について、6点お伺いします。

まず、その前に最初に、選挙についてということで、総務省のホームページから抜粋させていただいた文面があります。

選挙の意義として、選挙は私たち一人一人のためにあるとあります。私たちは、家族や地域、学校や職場など、様々な場で暮らしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙なのです。そのためにも、私たち一人一人が選挙に関心を寄せることで、選挙はもっと身近なものになると言えます。

また、日本は、国民が主権を持っている民主主義国家と、選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者として、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であるとのこと、人民による人民のための政治、民主主義の基本である、この言葉は私たちと政治との関係を象徴する言葉であります。

国民が正当に選挙を通して自分たちの代表を選び、その代表者によって政治が行われます。民主主義とは、最終的に国民の意思によって政治の在り方が決まる政治です。代表民主主義国家においては、選挙によって選ばれた代表によって政治が行われますが、あくまでも主権は国民にあります。選挙は国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものであるとあります。

そんな中、今年の2月にも選挙があり、政府も全国の自治体も、来年度予算を議論している真ただ中、通常国会召集日の23日に衆議院を解散すると正式に表明され、総選挙は1月27日公示、2月8日投票日の日程で、解散から投開票までの期間を戦後最短となる16日間で、準備期間の極めて短い選挙戦になりました。

解散の理由も国民に審判を受けるなど、抽象的な言葉を繰り返すにとどまり、政策的、政治的な必然性は何ら示されていませんでした。これほど大義なく、国民主権を軽んじる解散総選挙は過去に例がないと、メディアやネットでも大きな論争となっております。

また、予算の年内成立が困難となる中で、物価高騰対策、暮らしの応援の対応、対策、来年度予算をよりよいものにしていく議論は、国民生活における問題であり、予算の後は私たちの生活に影響するものであります。これらの状況を踏まえた視点で質疑を行います。

1 点目としまして、今回の総選挙は36年ぶりの異例の事態と報道され、投票率は小選挙区56.26%で、戦後3番目に低かった2024年の前年比の53.85%から2.61ポイント上昇しており、和歌山県でも前年比マイナス1.25%の55.6%となっています。この選挙は、真冬で、寒さや悪天候により投票行動が鈍り、投票率が下がる可能性が一般的に指摘されていたり、寒さは厳しい時期は、インフルエンザなど感染症がはやりやすく、また受験生を抱える家庭への配慮が求められる時期と重なるなど、様々な要因が投票率に影響したと考えられます。

そこでお伺いします。本市の投票率に関する市の見解についてお答えください。

2 点目としまして、様々な要因があると思いますが、本市の投票率向上への取組についてお答えください。

3 点目としまして、総務省は、衆院選の期日前投票者数が全国で2,701万7,098人だったと発表しています。前回の2024年の衆院選から28.9%増加し、国政選挙で過去最多を更新しました。有権者全体に占める割合は26.10%で、前回から5.93ポイント上昇したとのこと、それらを踏まえて、本市の期日前投票所の現状と今後の課題についてお答えください。

4 点目としまして、今回の投票所で、車椅子の不具合で有権者にご迷惑をおかけしたと聞いております。そこで、高齢者や身体に障害のある方への支援、投票手段は、について本市の現状をお答えください。

事例として、投票場までのアクセスが困難であることが、投票率低下の一因と考えられますが、高齢者や体に障害を持った方など、交通手段が限られる市民にとって、投票所への移動が大きな負担であります。他の自治体では、移動投票所を導入して、特定の地域や高齢者施設まで出向いたり、投票に行かれた方にタクシーやバスの無料チケットを配布したりするなど、対策を講じられているようです。

5 点目としまして、投票所における車椅子の方への対応や、施設のバリアフリー化、また、目や耳が不自由な方への配慮など、全国の自治体では具体的な取組が行われると思いますが、本市での有権者が、もし医師の証明が困難な方がいた場合の対応は、についてお答えください。

6 点目としまして、本市でも様々な投票率向上への取組がなされており、地域の事情を踏まえて努力されていると思いますが、今回の選挙における本市の投票率は50.98%であり、県内9市で最低の投票率となっており、この状況では厳しいと言わざるを得ません。しかし、本市の期日前投票が増加しているということは聞いておりますし、この内容からお伺いしたいと思っております。

今現状ある期日前投票所や、投票所に対する市民からの意見、問合せがあるのか、
どのような内容なのか、についてお答えください。

この6点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の岩出市の投票の状況についてをお答えをいたします。

本市の投票率につきましては、県内他の自治体と比較すると低い状況が続いております。これまでも選挙管理委員会が中心となり、投票率向上に向けた取組を行ってきたところでありますが、残念ながら、無関心層への効果的な対策となっていなかったと考えます。しかしながら、先月に行われた衆議院選挙では、投票率が前回は大きく上回っており、市民の政治への関心が徐々に高まりつつあるとも言えます。

今後はこの流れを切らさぬよう、若者から高齢者まで全ての世代が投票に行くことができる、また行きたいと思える環境整備を進める一環として、投票事務の民間事業者の活用拡大や、期日前投票所の増設について研究するよう指示をしております。

ご質問に対する詳細な回答につきましては、引き続き担当者のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 尾和議員のご質問、岩出市の投票の状況についての1点目、投票率に関する市の見解は、と2点目、投票率向上への取組は、について併せてお答えします。

2月8日に行われた衆議院議員総選挙における本市の投票率は50.98%であり、県内9市で最も低い数字となっており、投票率の向上は大きな課題であると考えております。

一方で、令和6年10月に行われた前回の衆議院選挙と比較しますと、県全体平均でマイナス1.22%となったところ、本市は3.21%の増と、県内30市町村で最大の増加率となっております。増加の要因は断定できませんが、選挙管理委員会といたしましては、以前から進めてきた商業施設での啓発活動、投票を呼びかける市内放送や一斉メール配信、小学校等での模擬投票の実施などの地道な取組が一定の効果を果たしたと考えております。

次に3点目、期日前投票所の現状と今後の課題は、についてお答えいたします。

現在、期日前投票所は市役所本庁舎の1か所のみであり、2月8日の衆議院選挙

では1万386人が投票に訪れました。これは投票者数全体の約45%となっており、利用者は近年増加傾向にあります。今後も利用者が増え続けるようであれば、受付に長い待ち時間の発生や、投票所内が混雑し、スムーズな投票に支障が出ること、また、それらに対応するための人員の確保などが課題となると考えております。

次に4点目、高齢者や障害のある方などへの支援や手段は、についてお答えいたします。

まず、各投票所につきましては、段差をなくすためのスロープの設置、自由に利用いただける車椅子の配置や呼出しベルの設置などの対応を行い、バリアフリーに努めております。また、視覚や身体が不自由で、自身での投票用紙の記入が困難な方については、職員が代筆するなどの法に基づいた対応を行っております。なお、移動投票所、タクシー券の配布等は現在のところ考えておりません。

次に5点目、意思の表明が困難な方への対応は、についてお答えいたします。

投票については、有権者本人の自発的な意思に基づいて行われることが大原則となります。意思の表明が困難な方については、職員が最大限本人の意思を尊重できるよう努めますが、いかなる方法においても本人の投票の意思が確認できない場合は、最終的に投票する意思がないものとして扱うことになろうかと思っております。

最後に6点目、期日前投票所や投票所に対する市民の意見は、についてお答えいたします。

選挙管理委員会にいただく意見といたしましては、期日前投票所の数を増やしてほしいや、家の近くに投票所をつくってほしいといったものが選挙のたびに数件程度あります。ほかにも照明が暗いや駐車場が狭くて危険等の意見も過去にはありましたが、照明の追加や駐車場への警備員の配置などで随時対応しております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を2点、再質問させていただきます。

1点目なのですが、選挙は、主権者である国民が政治に参加し、自分たちの代表を選んで意見を反映させる、民主主義の根幹をなす最も重要な機会であります。投票によって税金の使い方や社会のルールが決まり、将来の暮らしが形づくられます。1人1票の平等な権利を行使し、社会の方向性を決める責任が選挙権にはあります。今のままだと来年の統一地方選挙においても、本市の若者や有権者の投票率の低下が危惧されますし、地域、地方自治体の根幹をなす選挙において、低い投票率は市民の政治への関心の低さを示唆し、ひいては行政の信認低下、政策決定の影響、さ

らに地域社会への活力の低下につながる深刻な問題だと思います。

そこでお伺いさせていただきます。この表題に関して、投票所増設に関しての今までの本市の議会において、諸先輩方の議員の先生は何人、この増設に関して質問されたのでしょうか、お答えください。

また、2点目としまして、ネットからの情報ですが、日本は先進国の中でも投票率が最も低い国の1つだと言われております。OECD、経済協力開発機構の2016年の報告書によりますと、国政選挙の投票率は加盟国平均約66%であります。日本は、スイス、ラトビアに引き続きワースト3位の約53%です。また、世界200か国、地域で行われた選挙の投票率を公表している国際NGO、民主主義選挙支援国際研究所によりますと、この2019年の公表データを見ますと、日本の投票率は200か国中158位となっているとのこと、この現状を見ても、かなり主権教育が行き届いてないということが言われています。

また、反対に、北欧のスウェーデンは、若者の選挙政治参加意識が高いことで知られています。政治や選挙に関する基礎教育が充実しており、小学生のときから選挙や政党政治の利点・欠点を学び、自分の意見を表明できる機会として捉えているそうです。

そこでお伺いします。本市の若者や有権者の投票率を上げるための投票できる環境として、期日前投票所、当日投票所、移動投票所の増設と導入に対して、本市の投票率向上に向けた対策をお伺いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、何人の議員が投票関係に対して質問をいただいたかということに関してですが、過去の質問全てを把握しておるわけではございませんので、具体的にはお答えできませんが、本日の福岡議員のほか、令和7年度中に開催された議会においては、合わせて4名の議員から投票率向上の施策や投票に行きやすい環境づくりといった選挙に関する質問をいただいております。

続きまして、2点目ですね。投票率向上に向けての投票所の増設等についてですが、投票所の増設につきましては、投票場所の確保、事務に当たる人員の確保、事務負担及びコストの増大といった課題を解決する必要があります。また、投票所の増設が投票率向上に大きく寄与するものとは考えておりませんが、利便性の向上につながるものですので、事務の民間委託や先行事例等の研究を今後も進めてまい

ります。

なお、先月執行された衆議院選挙では、前回の投票率を上回る成果が出ていることから、これまでの啓発活動や学生向けの模擬選挙などの取組にもより力を入れてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告7番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳でございます。

今回は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、一般質問を行います。議長の許可が得られましたので始めます。

まず、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について。

災害時において、高齢者や障害のある方など、自力で避難が困難な方への支援体制の確保は、地域防災において重要な課題であると考えます。実際に2011年3月11日、東日本大震災では、避難が遅れたことなどにより、高齢者や障害のある方など、要配慮者の方々の被害が大きかったことが指摘されております。

一方で、本市は、沿岸部ではなく、地域の環境や想定される災害の状況は異なるものの、災害時に支援が必要な方への備えを平時から進めていくことは重要であると考えております。こうした教訓を踏まえ、伊勢湾台風をきっかけに、1961年制定の災害対策基本法、東日本大震災の教訓を基に、2013年に法改正、市町村において避難行動要支援者名簿の作成が制度化し、市町村へ求められました。

さらに、近年では、名簿の作成に加え、一人一人の状況に応じて避難方法や支援者などを整理する個別避難計画の作成の対応が進められております。しかしながら、障害のある方、医療的ケアが必要な方、そのご家族からは、災害時に実際にどのように避難すればよいのか。障害があることによって周りに迷惑がかかるのが目に見え、到底避難所に行けそうにない。続いて漏らす言葉は、家が危険な状態でも自宅避難か車中泊しか選択肢がない。こうした不安の声がほとんどを占めております。また、避難に時間を要する方もおられることから、平時から具体的な避難方法や支援体制を整理しておくことが重要であり、制度として整備するだけでなく、地域での支え

合いも含め、実際の災害時に機能する実効性のある取組が求められていると考えます。

私も、これまでの一般質問において、避難行動要支援者への支援体制について取り上げてまいりました。そこで本市における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の状況についてお伺いいたします。

1、本市の避難行動要支援者の名簿登録数は現時点で何人か。

2、個別避難計画の作成進捗状況は、またどのような対応を想定しているのか。

まず、この2点をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、にお答えいたします。

まず、1点目の本市の避難行動要支援者の名簿登録数については、本市では要配慮者のうち、在宅で生活する要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級の各所持者、それから指定難病、特定疾患等の方などを避難行動要支援者と位置づけ、名簿を作成しております。令和8年2月末時点での名簿登録者数は1,759人となっております。

次に、個別避難計画の作成進捗状況は、またどのような対応を想定しているのか、についてですが、個別避難計画につきましては、災害発生時に備え、平時から避難支援者と関係者に情報共有を行うため、名簿登録者のうち、名簿情報提供に同意いただいている方を対象に作成しております。令和8年2月末時点の進捗状況は、名簿情報提供同意者382人のうち340人について作成済みであり、残りは42名となっております。このうち34名は計画作成を希望しておらず、残り8名については、入院中等の理由により、現在作成が困難な状況であることから、現時点では作成可能な方の計画は全て作成済みとなっております。

また、想定している対応といたしましては、個別避難計画において、災害時における支援者、避難先、避難手段等をあらかじめ定めるとともに、常備薬や医療機器、食事など、避難時に必要となる配慮事項について整理し、記載しております。個別避難計画は、災害時の避難支援等の実効性を高める上で重要であることから、今後も新規作成及び既存計画の更新を進めるとともに、過去に情報提供に不同意であった方々についても、順次、再度照会を行い、計画作成者をさらに増やしていけるよう努力してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 指定福祉避難所の受入可能人数が、市内全体で274人、一方で、先ほどの答弁ですと、個別避難計画が作成されている方は340人になっています。現時点では66人分の受入枠が不足している状況で、災害時に支援が必要な方が避難できる体制を確保するためには、まずはこうした受入体制の整備が重要であると考えますが、この不足している部分について、そして、今後、指定福祉避難所の確保や受入体制の拡充などについて検討しているのかをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問についてお答えいたします。

指定避難所の受入可能数が不足している部分というのをどのように対応していくのかというようなことだったと思うんですけども、市では、現在、市内の民間施設等と避難所の協定を進めております。令和8年2月末時点で11か所の施設と協定を締結しておりますので、指定福祉避難所と合わせますと、受入可能数は計337人となります。協定締結施設等は徐々に増えているものの、受入可能人数は、いまだ不足している状況であるため、今後も協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

なお、令和8年度建設予定である災害対策活動拠点においても、配慮を要する方の一時避難を検討してございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 個別避難計画の作成が進められていくことは大変重要な取組であると認識しております。しかしながら、災害時には、この計画が実際に機能することが何より重要であると考えます。この計画に基づいた具体的な避難訓練については、現時点ではまだ実施されていないとお伺いいたしました。段階的に進めていかれるものと思いますが、今後、個別避難計画に基づいた避難訓練の実施についてどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問についてお答えいたします。

個別避難計画に基づいた避難訓練の実施についてということですが、個別避難計

画では、平時から避難支援等関係者に情報を提供し、共有しているところでありますが、計画の実効性を確保するには、避難訓練は非常に有効と考えます。関係各課及び関係機関等と連携し、実施について検討してまいります。

○玉田議長 これでは、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 では、2点目の質問に入らせていただきます。

障害特性に応じた避難所対応について。

災害時の避難所運営においては、障害特性に応じた配慮や支援体制をどのように確保していくのかが重要な課題であると考えます。近年では、誰一人残さない防災の考え方として、インクルーシブ防災、いわゆる包摂的な防災という視点が重視されており、これは高齢者や障害のある方など、多様な方々を最初から防災の対象として想定し、誰もが安全に避難できる体制を整えていくという考え方であるとされております。

2015年に国連の会議において採択された仙台防災枠組みは、2030年までの国際的な防災の指針とされており、障害者や高齢者などの多様な人々を含めた防災の重要性を示されております。こうした国際的な流れの中でも、インクルーシブ防災、包摂的な防災の視点が重視されているものと認識しております。

具体的には、先ほどにもご答弁いただきました個別避難計画の作成や、福祉避難所の確保、避難所における静かなスペースの確保など、障害特性に応じた環境整備、そして支援体制をあらかじめ整えておくことなどが重要であり、具体的には、特に障害のある方の場合、知的障害、精神障害、肢体障害、発達障害、そして強度行動障害など、それぞれの障害特性によって、必要となる支援や配慮の内容は大きく異なるものと考えます。

例えば、環境の変化に強い不安を感じる方や、大きな音や人の多い場所が苦手な方、多動である場合やパニックを起こしてしまう方など、一般的な避難所環境では過ごすことが難しい場合も想定されます。そのため、避難所において、障害特性に応じた合理的配慮や支援体制をどのように確保していくのかが重要であり、インクルーシブ防災の観点からも重要課題であると考えます。

そこで、本市における障害特性に応じた避難所対応について2点お伺いいたします。

1、知的障害、強度行動障害、肢体障害、精神障害など、障害の特性によって避

難所で必要となる支援は異なると考えるが、どのような対応を想定しているのか。

2、強度行動障害など、特別な配慮が必要な方について、受入可能な避難所や支援体制は確保されているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員、2番目のご質問、障害特性に応じた避難者対応についての1点目、知的障害、強度行動障害、肢体障害、精神障害など、障害の特性によって避難所で必要となる支援は異なると考えるが、どのような対応を想定しているのか、についてお答えいたします。

発災直後は、最寄りの避難所に避難していただき、長期化した場合は、あらかじめ障害特性ごとに定めた福祉避難所への避難となります。具体的には、岩出市総合保健福祉センターでは、知的障害、発達障害、精神障害の方、岩出地区公民館では、聴覚障害の方、山崎地区公民館、根来地区公民館では、肢体不自由の方、上岩出地区公民館、紀泉台地区公民館、船山地区公民館では、視覚障害の方、桜台地区公民館では、聴覚障害の方の受入れを想定しております。

また、先ほど福祉部長の答弁にもございましたが、防災協定に基づき、特定の病院や社会福祉施設へ災害時の福祉避難所として避難することも想定しております。

次に2点目、強度行動障害など、特別な配慮が必要な方について、受入可能な避難所や支援体制は確保されているのか、についてお答えします。

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある方等の要配慮者を優先して室内に避難することとなります。また、令和8年度建設予定である災害対策活動拠点においても、配慮を要する方の一時避難所という点でも検討しております。

避難所では様々な配慮が必要な方が避難してこられることとなり、状況に応じて対応していく必要がございますが、要配慮者の方の受入可能な避難所や支援体制等、詳細については、今後、福祉避難所の所管課を中心に検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 2016年4月の熊本地震後、避難所運営の改善等を基に、被災経験のある自治体では、障害特性に応じた居室の区分けや対人関係が難しい方へのパーティション区画など、特別な配慮を要する方への避難所での受入支援として、個々の特性に応じた対応が進められております。

先ほどご答弁いただいたように、本市の避難所運営マニュアルでも、特別な配慮を要する方へのスペース確保についての記載はありますが、各避難所ごとの具体的な対応までは十分に示されていないように見受けられます。今後、災害対策として、一時避難所や福祉避難所において、特別な配慮を要する方への対応強化に向け、避難所運営マニュアルの見直しや予算措置についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 再質問にお答えさせていただきます。

配慮を要する方への対策として、避難所運営マニュアルの改正、見直しですね、とか予算措置についてどのように考えているかというご質問かと思います。

避難所では様々な配慮が必要な方が避難してこられることになり、状況に応じて対応していく必要がございます。国、県の動向を踏まえ、避難所運営マニュアルのブラッシュアップに努めてまいりたいと考えております。

また、令和8年度予算において、特別な配慮を要する方への対応として、避難所で個別のスペースを有することができるテントパーティションの購入、聴覚障害者の方に情報を伝えることができるアイ・ドラゴン4の購入を計上しております。今後もその都度その都度予算計上し、対応していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 強度行動障害の方など、特別な配慮を要する方の場合は、保護者やその家族が付添いで非難されるケースが多いかと思います。なぜならば、障害特性を持つ方においては、環境の変化や不安の高まりなどにより、自傷行為やパニックを起こしてしまうことを想定すると、家族の存在が一番の安心につながると考えております。

その一方で、内閣府の福祉避難所の確保、そして運営ガイドラインにおいては、福祉避難所は、高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障が生じる要配慮者を受け入れるための避難所とされ、要配慮者本人の受入れを基本としつつ、必要に応じて介助者等の同伴を想定するものとされております。福祉避難所において、家族と一緒に避難できるスペースの確保や、受入体制についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問についてお答えいたします。

福祉避難所において、強度行動障害など、特別な配慮を要する方が家族と一緒に避難できるスペースの確保についてということだったと思いますが、現在、指定福祉避難所では、特別な配慮を要する方に加え、保護者や家族が付き添って避難できるスペースの確保を想定しております。ただし、強度行動障害など、他の避難者との共同スペースでの避難が難しい方については、日頃通所されている施設への直接避難が望ましいと考えております。

このことから、引き続き民間施設等との協定締結に向けて働きかけるとともに、指定福祉避難所においては、フロアや居室ごとの区画割りやスペースの確保について、さらに研究を重ねてまいりたいと考えております。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 最後の質問になります。3点目、医療的ケアが必要な方への避難体制について。

近年、医療の進歩や在宅医療の普及などにより、人工呼吸器や吸引器、経管栄養などの医療的ケアは必要としながら、住み慣れた地域で家族とともに生活される方が増えていると認識しております。厚生労働省の推計では、医療的ケア児の人数は、2005年には9,403人でしたが、2015年には1万7,078人となり、その後も増加し、近年では約2万人を超える規模となっております。

一方で、成人の医療的ケアが必要な方については、障害福祉、介護保険、在宅医療などの制度が複数に分かれていることに加え、対象となる状況や疾患の幅が広く、医療的ケアの定義も統一されていないことから、全国的にも人数を把握した統計は十分に整備されていない状況にあります。

そのため、参考になる指標の1つとして、生命維持に関わる医療機器である在宅人工呼吸器の利用者について見ると、2005年には264人であったものが、2015年には3,069人となるなど、医療依存度の高い方が地域で生活するケースも増えているとされております。こうした状況を踏まえ、2021年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援の法律、いわゆる医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児等への支援について、国や地方公共団体の責務が明確化されました。

また、災害時においては、先ほど質問、そして答弁の中でも、関係する災害対策

基本法に基づき、自力で避難が困難な方を避難行動要支援者として位置づけ、支援体制の整備が進められております。医療的ケアを必要とする方の中には、人工呼吸器など、生命維持に関わる医療機器を使用している場合もあり、停電や医療物資の不足などが生じた場合には、生命の維持そのものに重大な影響が生じる可能性があります。

そこで、本質問では、医療的ケア児に限らず、成人の方も含めた医療的ケアを必要とする方、全体の避難体制という視点からお伺いしたいと考えております。

このような国の方針や制度を踏まえると、医療的ケアを必要とする方の避難体制については、平時から特に優先して取り組むべき課題であり、人工呼吸器など、生命維持に関わる医療機器を使用されている方にとっては、災害時の対応がそのまま命に直結する課題であるとも感じております。

そこで、質問に対し、次の3点をお伺いいたします。

- 1、本市における医療的ケアが必要な方の人数は把握しておりますでしょうか。
- 2、医療的ケアが必要な方の避難先はどのように想定しているのか。
- 3、人工呼吸器など医療機器に必要な電源、災害時の確保についてどのように考えているのか、ご答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員のご質問の3番目、医療的ケアが必要な方の避難体制について、にお答えいたします。

まず、1点目の本市における医療的ケアが必要な方の人数は把握しているのか、についてですが、人数については県が実施しております医療的ケア児に関する実態調査により把握しております。令和7年度の同調査における本市の報告人数は32人であり、そのうち常時人工呼吸器を必要とする重度の医療的ケアを要する方は4人となっております。

次に、2点目の医療的ケアが必要な方の避難先は、についてですが、避難先につきましては、個別避難計画の作成に合わせて調整しており、本人やご家族の意向を踏まえ、日頃から利用している施設等への直接避難を優先して調整を進めています。なお、利用施設が遠方にある場合などにつきましては、本人やご家族の意向を確認しながら、福祉避難所への直接避難も含め、市内の受入可能な施設等における調整を行っております。また、さきに述べた令和8年度建設予定の災害対策活動拠点を配慮を要する方の一時避難所として調整することも検討しております。

次に、3点目の人工呼吸器など医療機器に必要な電源の災害時の確保は、についてですが、災害時において、市内の民間施設等と福祉避難所の協定を進めておりますが、避難先での対応のみでは十分とは言えないことから、避難される方ご自身においても非常用電源などを備えていただくことが必要であると考えております。

このため市では、日常生活用具の在宅療養等支援用具として、呼吸器機能障害3級以上の身体障害者等を対象に、自家発電機、ポータブル電源、カーインバーターのいずれかの給付を行っております。

また、県におきましては、在宅人工呼吸器利用者に対し、予備電源を無償で貸与する医療機関を支援するため、人工呼吸器利用者の電源確保事業として、機器購入に対する補助を実施しております。今後も関係機関と連携しながら、災害時における電源確保の体制強化に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 人工呼吸器など、その電源確保については先ほどご答弁をいただきました。しかしながら、医療的ケアが必要な方の場合、吸引器のカテーテルなど、消耗品や経管栄養の栄養剤など、日常的に使用する医療物資の確保も極めて重要であると考えます。また、災害時には、道路状況の悪化や物流の停滞などにより、必要な医療物資がすぐに届かない可能性も十分に想定されます。

国の防災の考え方において、発災直後のおおむね72時間は、人命救助活動が最優先とされる期間であり、その間は物流や物資供給が十分に機能しない状況も想定しておかねばなりません。

そのような状況の中で、医療的ケアが必要な方、継続して必要な医療的ケアを受けられることができる体制をどのように確保していくのかは重要な課題であると考えます。医療物資の備蓄や確保の考え方、または医療機関や関係機関との連携を含めた物資供給の体制について、どのように想定しているのか、本市のお考えをお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員の再質問にお答えします。

医療物資の確保、それから医療機関、関係機関との連携を含めた物資供給体制については、というご質問だったと思います。

災害時の医薬品等の供給につきましては、防災協定を結んでおります那賀薬剤師

会と連携を図りまして、行ってまいりたいと考えております。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

那賀圏域障害者自立支援協議会では、医療機関、関係機関、それから当事者団体などが参画し、医療的ケア児支援連携会議を定期的に開催しております。この会議では、医療的ケアが必要な方々に関する課題の抽出や情報共有を行い、災害時における支援体制の整備についても議論しております。引き続き同会議において、医療物資の確保や医療機関、関係団体との連携についても検討を進めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 その一方で、医療的ケアが必要な方の場合、災害時には、医療機関や訪問看護事業所など、関係機関との連絡体制の確保、また避難のタイミングに関する情報が重要になると考えております。特に医療的ケアが必要な方は、人工呼吸器など、生命維持に関わる医療機器を使用している場合もあり、一般の方と同じタイミングでの避難は対応が難しいケースや、状況によってはより早い段階での避難判断が必要となる場合もあると認識しております。

そのため、災害時において医療的ケアが必要な方、そのご家族に対し避難に関する情報をどのような手段で共有していくのか。また、適切な避難のタイミングについて、あらかじめ整理しておくことが必要ではないでしょうか。こうした内容についても、避難方法や支援内容を事前に整理しておくこと、個別避難計画の中でも重要な視点と位置づけ、計画を立てれるかと思えます。

最後に、医療的ケアが必要な方のそのご家族に対する災害時の情報共有の在り方や、避難に関する情報提供について、本市としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えします。

医療的ケアが必要な方への災害時の情報提供については、一般的には、防災無線、市内放送とか安心・安全メール、LINE等を使用した高齢者等避難の発令による情報提供をご確認いただくこととなります。これに加え、さきに述べた医療的ケア児支援連携会議では、医療機関、訪問介護事業所、相談支援事業所、当事者団体などと連携し、情報共有を行っています。

その中で、在宅診療を担当する医師や訪問看護師を中心に、災害時に備えた緊急連絡網、LINEと聞いておりますが、これを構築し、迅速に情報提供を行う体制を整えると聞いております。

今後も引き続き、同会議での検討と情報共有に努め、医療的ケアが必要な方への情報提供体制を一層強化してまいります。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の3番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和8年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時13分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和8年3月23日

岩出市議会議長 玉田 隆紀

署名議員 福山 晴美

署名議員 西野 峻也

署名議員 市來 利恵